

1. 令和8年第2回郡上市議会定例会議事日程（第5日）

令和8年3月17日 開議

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 一般質問

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（17名）

1番	北山浩樹	2番	大坪隆成
3番	有井弥生	4番	和田樹典
5番	みずのまり	6番	蓑島正人
7番	池田源則	8番	池戸郁夫
9番	山田智志	10番	本田教治
11番	長岡文男	12番	田代まさよ
13番	田中義久	15番	森藤文男
16番	原喜与美	17番	野田かつひこ
18番	清水敏夫		

4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

5. 欠員（1名）

6. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	山川弘保	副市長	置田優一
副市長	乾松幸	教育長	熊田一泰
市長公室長	河合保隆	総務部長	加藤光俊
総務部付部長	村瀬正純	健康福祉部長	田口昌彦
農林水産部長	田代吉広	農林水産部付部長	伊藤公博
商工観光部長	粥川徹	建設部長	三輪幸司
環境水道部長	遠藤貴広	郡上偕楽園長	成瀬敦子

教 育 次 長 長 尾 実
消 防 長 兼 山 幸 泰
国保白鳥病院事務局長 蓑 島 康 史

会 計 管 理 者 中 山 洋
郡上市民病院事務局長 藤 田 重 信

7. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 齋 藤 貴 代
議会事務局
議会総務課
主 事 小 森 涼

議会事務局
議会総務課長 野 田 知 孝

◎開議の宣告

○議長（森藤文男） おはようございます。

議員各位におかれましては、出務お疲れさまでございます。

ただいまの出席議員は、17名であります。

定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、お願いいたします。

ここで毎回申し上げますが、携帯電話をお持ちの方はマナーモードにするか電源をお切りになるか、配慮のほうよろしくお願いいたします。また、本日も多くの方が傍聴に来ておられます。郡上市議会の傍聴規則第8条により、傍聴人は撮影、録音等が禁止をされておりますので、併せてよろしくお願いいたします。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（森藤文男） それでは、日程1、会議録署名議員の指名を行います。

郡上市議会会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、5番 みずのまり議員、6番 蓑島正人議員を指名いたします。

◎一般質問

○議長（森藤文男） 日程2、一般質問を行います。

質問につきましては、通告に従ってお願いいたします。

なお、質問の順序はあらかじめ抽せんにて決定をしております。質問時間につきましては、答弁を含め40分以内でお願いいたします。また、終了5分前になりますとチャイムが鳴りますので、それ以降は新しい質問には入らないような組み立て、構成に配慮をお願いしたいと思うので、よろしくお願いいたします。

また、答弁につきましては、要領よくお答えをされますようお願いいたします。

◇ 大 坪 隆 成 議 員

○議長（森藤文男） それでは、2番 大坪隆成議員の質問を許可いたします。

2番 大坪隆成議員。

○2番（大坪隆成） 2番 大坪隆成です。議長より許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

2月に発行された議会だよりで、2026年、議員が選んだ言葉というのが掲載されています。自分

は生生流転という言葉を選びました。この言葉は万物が絶えず生まれ変わり、死に変わりながら、止まることなく変化し続けることを意味する仏教由来の四文字熟語です。

昨年、我が家では、ちょうど1年前ですが、父親を見送り、そして孫が生まれました。命をつなぐ役割というのを強く実感した1年でした。また、議員として2年間が経過しました。郡上市で生きる一人として、先人が大切に残してきてくれた伝統や文化をしっかりと次の世代に受けつないでいく、そんな役割を強く意識しながら、活動にも取り組んでいかなければいけないなと思っています。

合併から22年を経過した郡上市は、予想を超える人口減少に直面し、身の丈に応じた体制への変化が求められています。何かをやめることは、何かを始めるより、はるかに大きなハードルがあるなど実感しています。しかし、今を生きる郡上人として、次の世代にはよりよい郡上を託していく、そういう役割を果たしていかなければいけないなと思っています。先送りや見て見ぬふりはできないなと思っています。発言したり行動することは大変勇気もいりますし、いろいろ、時には御批判も受けることもありますが、恐れずに負託に応えていかなければいけないなど、今回、一般質問の内容を考えながらそんなことを強く思いました。それでは、質問に入ります。

1つ目、財政運営の基本姿勢について。市長は令和8年度施政方針の中で、世代が入れ替わるごとに、私たちの規模は大きく縮小していく。人口減少が私たちの想定を超えるスピードで進んでいるこの現実を、もはや足元を見るだけの対処療法では立ち打ちできない。10年先、20年先を見据え、市政運営の舵を大きく切り替えなければいけませんと、そのようなお考えを示されました。

そこで、その前提を踏まえた財政運営の基本姿勢について伺います。令和8年度の当初予算において、地方債、いわゆる借金、この利率の上限が従来の3%以内から5%以内へと変更されました。これは今後の金利動向に備えた措置であり、本市の財政運営においても金利環境の変化を意識する状況がある状態になっていると、そういうことだと思います。

本市はこれまで過疎債や辺地債など、交付税参入の割合の高い有利な起債を活用し、必要な公共投資を進めてきました。その結果としての財政状況を見ると、令和6年度決算に基づく財政健全化判断比率では、実質公債費比率及び将来負担比率は、いずれも県内21市の中で最も高い水準となっています。

人口減少や社会的人口流出の影響により、今後、人口の減少は避けることができません。そうすると、当然ですが、標準財政規模も縮小するということになります。金利上昇と人口減少という2つの構造変化の中で、本市の財政運営の在り方が、施政方針で市長が述べられた、舵を大きく切り替えることとどのように関連するのか、幾つか質問いたします。

金利上昇局面における公債費管理について、郡上市は合併から2年後の平成18年度決算において、実質公債費比率が18%となったことにより、起債許可団体となりました。平成20年には21.8%まで

に上がりましたが、各年度における借入額の抑制と繰上償還の実施により、計画的に起債残高の縮減を図り、その結果、平成25年度決算における実質公債費比率は16.8%までに改善され、起債許可団体から脱することになりました。この間の御労苦というのは大変なものだったと思います。

公債費は過去の投資の結果です。そして、借入れをして投資をするということ、そのお金を返していくということは決して悪いこととは言えないと思います。とはいえ、随分低下したとはいえ、平成6年度決算に基づく実質公債費比率は——資料をお願いします。前年度比で0.3%上昇の11.4%と、県内21市の中で最も高いものになっています。この実質公債費比率の水準を市としてどのように評価しているか、また、公債費の増加によって予算が硬直化することはないか、政策や投資事業が制限されることはないか等の御見解をお伺いします。

○議長（森藤文男） 大坪隆成議員の質問に答弁を求めます。

乾副市長。

○副市長（乾 松幸） 大坪議員の御質問にお答えさせていただきます。

議員おっしゃったとおり、実質公債費比率0.3%上昇して11.4%ということになっております。これは公債費や社会保障経費が、当然、そういった義務的経費の割合が高まりますと、財政の硬直化につながる傾向にあるというふうに言われているところです。郡上市においても、起債借入れの適正管理などに取り組みながら、財政運営の弾力化の確保に努めているところでございます。

令和元年度以降の実質公債費比率でございますが、決算年度で令和元年、それから令和2年が12.4、それから令和3年が11.8、令和4年が11.4、令和5年は11.1ということで、償還が進んできたことで徐々に改善傾向にございます。借入金の返済に充てる金額よりも、借りる金額を少なくしているという状況でございます。確実に借入金残高は減少しておりまして、令和元年度、これは一般会計でございますけれども、325億4,000万円だったものが、令和6年度末には264億9,000万円ということで減ってきているという状況でございます。

郡上市でございますけれども、広大な面積を有し、集落も点在しているという地理的条件がございます。道路や上下水道など生活基盤に係るハード事業の割合が非常に高い構造にあります。こういった地域特性が一定の公債費水準につながっていると認識しています。

また、雨でありますとか雪、こういった自然災害のリスクを多く抱えていることも事実であります。災害発生時の対応でありますとか、降雪時の道路除雪のための事業者の確保という観点からも、公共事業が地域の建設業を支える重要な役割を担っているということも考えております。

予算特別委員会で説明した財政中期試算では、令和7年度の実質公債費比率は11.6、令和8年度以降は11.8から12.3を見込んでいます。これは今後も過疎対策事業債をはじめとした交付税算入率が高い地方債を活用して、まだまだ整備しなければならないインフラ整備や学校統合など、必要な投資をしていく計画によるものでございます。

この実質公債費比率の12前後という数字が、直ちに財政の硬直化を示しているとは判断しておりません。県内21市の中で最も高い水準にあることを踏まえ、投資的事業の選択と集中、公債費発行額の適正管理を行うなど、中長期的な財政シミュレーションを通じて持続可能な財政運営に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(2番議員挙手)

○議長（森藤文男） 大坪隆成議員。

○2番（大坪隆成） ありがとうございます。

次に、人口減少下における投資判断と財政の規律についてお伺いします。

将来負担比率、将来の郡上市の人たちが返していかなければならない借金の割合です。平成19年には184.6%だった将来負担比率も、計画的な返済や有利な起債の活用で資本整備を行う努力を続けてきた結果、本市の令和6年度決算における将来負担比率は前年度比で10.1ポイント改善し、58.2%という水準まで減少してきています。スライドをお願いします。これも同様、本当に大変な御苦労があったことと思われまふ。とはいえ、こちらの将来負担比率も58.2%というのは県内では最も高い水準にあります。自治体においてインフラなどの公共施設の整備を、地方債、要は借入れによって行うことは、その建物や施設や道路などを将来の住民もその利益を享受するというこゝで、世代間での負担を分かち合うという考えに基づく、そういうものだと思います。

一方で、人口減少が進むということは、将来、その施設を利用する人の数も、また、その施設の負担を担う人の数も減っていくと、そういうことになると思います。このような状況に加え、現在は金利上昇という環境変化も生じています。金利上昇と人口減少という2つの構造変化の中で、将来世代に引き継ぐ負担と将来世代に残す価値とのバランスをどのように考えるかというのは、重要な論点になると思われまふ。

例えば、偕楽園の建設において、過疎債を活用した場合には、最長25年での償還が可能であるにもかかわらず、本市では償還期間を15年とする判断がなされました。これは長期の借入れによって建設費を賄った場合、将来的な施設改修費と償還負担が重なる可能性を考慮した措置であると、予算委員会において説明がありました。要するに、この判断は、短期的には返していくお金は増えるけれど、現在の郡上市民の負担は増えるが、返済責任を将来の世代に送らない。できる限り現役の世代でその負担をしていくんだという考えに立ったものだと思います。

今後、人口減少と金利上昇が進む中で、本市として公共投資を行う際に、将来世代への負担と現在世代への負担をどのような考え方で整理し、投資判断を行っていくのか、お伺いします。今後の財政規律をどのように位置づけていくのか、聞かせてください。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

乾副市長。

○副市長（乾 松幸） 先ほど議員がおっしゃられた将来負担比率でございますが、11.1ポイント改善して58.1%というふうになりました。これは先ほども説明させていただきましたが、地方債残高が順調に減っていること、それから、もう一つは、分母の要素である普通交付税の交付額が、令和5年度の110.4億円に対して、令和6年度は追加交付もありましたが、115.2億円になったということで、分母が大きくなったことによってポイントも下がってきたということになります。

今、県内5市しか上がっておりませんが、一番高くなっております。近隣の下呂市や山県市では、令和5年度決算では一応出ておりましたけれども、6年度決算では算出されていないことから、各市において行財政改革を進めてきたということもあると思いますが、もう一つ、一番大きいことは、恐らくでございますが、ふるさと寄附の獲得で、基金残高が増加したことが要因でないかということとで市としては分析しております。こういったこともございますので、今後、郡上市といたしましても、ふるさと寄附の獲得に努めていきたいというふうに思っております。

財政健全化判断比率の中である350%を大きく下回っておりますので、直ちに財政の健全化に大きな問題があるとは考えておりません。そうは言いつつ、出生数や人口が減少するということもございますので、市民生活を守っていくための投資は必要であるという観点から、一定の公共事業は確保していく必要があるということで進めているところでございます。

先ほど議員がおっしゃいました、人口減少に伴う標準財政規模の縮小でありますとか金利上昇など、財政環境の変化も想定されておりますので、今後の投資判断においては、将来世代に過度な負担を残さないように、事業の必要性や効果を十分に見極めながら進めていくことが重要だというふうに思っております。

財政部局といたしましても、将来負担比率が高い状況は是正していきたいというふうに思っていることから、第3次郡上市総合計画においても、将来負担比率ゼロを目標値として掲げております。そのためには、公債費における返済元金以上に新たな借入金を増やさないことや、ふるさと寄附金の財源獲得を行っていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

ただ、こういった比率を重要視していくということも本当に大事だと思いますが、この数字にとられることなく、郡上市の地域特性を考慮して、バランスの取れた予算編成をしていく必要があるということも考えておりますので、その辺は御理解していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

（2番議員挙手）

○議長（森藤文男） 大坪隆成議員。

○2番（大坪隆成） 現役世代で多く負担していくのか、標準化していったって、将来の負担を分かち合っていくのか、非常に政治的な考えもあるかと思いますが、よく分かりました。ありがとうございます。

それでは、3つ目の質問です。基金の水準及び運用方針についてお伺いします。本市は豪雪地帯を抱えており、除雪費など突発的な支出が発生する可能性が高い自治体です。また、交付税参入割合の高い起債を活用しているとはいえ、償還には時間差があり、一時的な資金繰りに対する財政調整基金の役割は重要だと思われます。予算委員会の議論の中では、財調につき40億円程度の水準を目指したいとの考えが示されました。この40億円という数字、本市の財政規模から見た場合、この水準をどのように評価するのか、改めて市としてのお考えをお伺いします。

一方で、基金を積み上げるということや、政策的な財源の自由度が低下する側面もあると思います。近年は物価上昇が続いております。本市の令和6年度の基金運用利回りは0.372%である一方、同年の消費者物価指数の上昇率は約2.7%であり、実質的には基金が目減りしている状況であるとも言えると思います。このような状況を踏まえ、今後、本市として財政調整基金をどの程度の水準で維持していくのか、また、起債と基金をどのように組み合わせながら財政運営を行っていくのか、基本的な考え方についてお伺いします。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

乾副市長。

○副市長（乾 松幸） 議員のおっしゃったとおり、郡上市の基金残高というものは、必ずしも十分な水準と言えないものと認識しています。特に財政調整基金につきましては、急激な歳入減少や災害対応などの不測の支出に備えるための重要な基金であります。市の財政規模や地域特性を踏まえ、一定の額を確保していくことが必要であるというふうに考えております。

昨年度でございますが、大雪に係る除雪費対応のため、財政調整基金の予算上の残高が約1億円にまでなってしまいました。そこで、一般的にでございますが、財政標準規模の10から20%が財政調整基金の適正水準の目安というふうに言われております。郡上市の場合、標準財政規模が約200億円程度でございますので、その20%の40億円を基準に確保していきたいというふうに考えているところでございます。

基金の運用でございますけれども、地方自治法において、確実かつ効率的に運用しなければならないというふうに定められております。郡上市では、これを大前提として、銀行への預金と国債や地方債等の債券の2つの手段で運用を行っております。預金は安全性と流動性に優れている一方で、利率が低いということがございます。一方で、また債券は利率の面で有利ですけれども、長期金利の変動によって評価額が上下するため、低くなりますと元本割れ回避のため売却することができなくなり、流動性に難点があるということから、2つの運用方法を組み合わせております。

財産区の基金を除いた約70億円の基金運用に対しましては、預金を70%、債券を30%の割合で、今、運用しているところでございます。

議員がおっしゃられました公債費の管理と基金運用でございますけれども、今、担当は財政課と

会計課がやっておりますが、こちらの2つの課が連携して、おのこの役割を分担して、今、進めてございます。財政課は将来の公債費負担を抑えるべく、予算編成の適正化と低金利、有利な条件での借入を図っておりますし、会計課は日常の資金繰りとともに、基金の一括運用などの工夫を通じて運用収益の確保に努めております。今後とも2課で情報共有を徹底して基金運用を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(2番議員挙手)

○議長(森藤文男) 大坪隆成議員。

○2番(大坪隆成) ありがとうございます。今回、財政ということで一般質問を考える中で、約20年以上前ですか、郡上市で財政に対する講演会がありまして、当時、課長であった今の乾副市長が、郡上市の財政を家計に例えて説明をされていた、そういう資料が残っていて、随分参考にさせていただきました。いろいろな意味で専門家の人たちが責任を持って財政運営をしていく中、私たち議会としてどのような考え方で財政を運用していくのかということをしかりと理解して、そして報告を受け、是々非々で判断していかなければいけないなというふうに思います。

公債だとか、市債だとか、行政にいなかった私にとっては、本当に最初は一体どういう意味なんだろうと。基金を積んでいく、繰り延べをしていくというのは一体どういうことなんだろうというところから入りましたが、2年間の議員生活で多少ですが理解をしてきました。今後とも理解を深めていきながら、しっかりと監視機能としての議会の役割を果たしていけるような議員になっていこうと思いますので、今後どうぞ御指導よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

続きまして、長良川鉄道について質問いたします。長良川鉄道は、本市の公共交通の一部を担う重要な交通機関である一方、毎年度、多額の公金投入が継続しており、将来にわたる財政負担という観点からも、市としては極めて重く受け止めるべき課題であると思われま。

路線は、昭和9年の全線開通から既に90年が経過しており、設備の老朽化が進んでいます。今後、維持修繕費や安全対策費が増加していく可能性も高く、運行を支える財政負担の問題は避けて通れない課題です。

人口減少の進行により、地域内の通勤・通学利用だけで利用者を増加させるということは、もう不可能だと、そういう判断されていることは、議会の中でも何度か市長も述べられてみえます。こうした状況の中で、岐阜県議会において江崎知事は、長良川鉄道について、地域住民の移動手段としてだけでなく、外国人観光客にとって安心して利用できる交通手段であり、既に鉄道が敷設されていること自体が沿線市町にとって大きな強みであると、そういう発言をされています。そして、鉄道を軸としたまちづくりの具体的なストーリーやプロジェクトを沿線市町が描くことが重要であり、県としても支援をしていく考えを示されています。

その後、令和8年1月の沿線首長会議では、長良川鉄道の社長である関市長から、まずは活性化

に挑戦するが、一部廃線の選択肢が消えたわけではない。高校生が多く利用する美濃太田から梅山間はしっかりと存続させる必要があるといった発言がなされています。さらに報道では、郡上市内での整理が現実的との発言も伝えられております。

長良川鉄道の路線の大部分を抱え、沿線5市町の中で最も大きな財政負担を担っている本市にとって、この問題は単に第3セクターの経営判断にとどまらず、市の財政運営にも大きな影響を与える重要な政策課題であると思われます。そこで以下3点について質問します。

まずは、活性化プランと本市の関与についてお尋ねします。先ほど触れましたように、沿線首長会議では、高校生利用の多い美濃太田から梅山を残すためにも、郡上市内の再構築を検討するという趣旨の発言もあったとされています。こうした状況の中で、郡上市として長良川鉄道の活性化にどのように関与していくのかを確認します。

知事は、沿線市町に対し、市長版政策オリンピックのような形で住民のアイデアを募集することを提案されています。本市としてこういう取組を行う考えはあるのか。また、具体的にどの分野、どのエリアにおいて、どのような活性化対策を行うのか、お尋ねします。

また、活性化とは一体どういうことなのかという整理も必要だと思います。旅客数の増加を目的とするのか、営業赤字の縮小を目指すのか、あるいは沿線地域の観光消費などの経済波及効果を重視するのか。何を成果とするのかを明確にしなければ、活性化対策の評価も困難となります。

そこでお尋ねします。長良川鉄道の活性化において、本市として成功をどの指標で判断するのか、どの期間でどの水準を目標としているのか、市の考えをお聞かせください。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

山川市長。

○市長（山川弘保） では、御質問に御答弁いたします。

まず、長良川鉄道の運営につきましては、4市1町、この合議体で決定されているということから、郡上市だけではその考えを決めるということができないことが前提です。その前提により、活性化に対する取組内容としましては、目標水準について、ここで詳細を述べるということは私だけの口からは言うことができません。あくまで郡上市として認識する課題とこれからの方針について述べさせていただきます。

鉄道の利用目的には、議員御存じのように、通勤通学、また2つ目は観光利用、3つ目に一般利用の3分野がございます。これまで人口減少とともに各分野は減ってまいりました。

そのうちの通勤通学というものにつきましては、郡上市の子どもたちが南のほうへも北のほうへも市内の移動をしております。そういった意味で、これはどうしても守っていかなければならないものの一つだと考えています。そういった中で、ダイヤ改正を昨年行ったところで、それにより幾つかのいい点もございましたが、これを実施することで大きく営業がよくなることはありません。

この先、人口減少とともに減っていくことは間違いありません。

一般利用につきましても、郡上市のほうでさきに行った住民アンケートの結果は、91%の方々が長良川鉄道に乗らない、もしくは、ほぼ利用しないというお答えをしておられます。これは長良川鉄道に限らず、市内のバス利用状況についても同様の傾向であり、鉄道を含む公共交通の維持をしていくためには、今後も継続して利用促進を図っていきたいと思いますが、車社会の現代の中では、こういったことについても大きな期待はできないと考えています。

2つ目の観光利用については、議員おっしゃいましたように、岐阜県知事の発言に、沿線市町がまちづくりをしていくのであれば県は支援をすると、はっきり明言をされました。ですから、観光利用というのは、これからの県の方針とも合わせてしていかなければいけないことだと思っています。

こうしたことから、今後は郡上市として、この鉄道を観光分野に注力した活性化策を打ち出す必要があると考えています。近隣自治体、民間の大手の鉄道事業者とも連携をすることで、長良川鉄道を基軸とした新しい観光施策の展開、まだまだ取り組む余地はこれから残っていると考えています。

こういった中で、郡上市の取るスタンスとして、さきにも述べましたが、中部縦貫道が西から延びてまいりますので、今後、白鳥地域の振興・活性化を展開していかなければなりません。その中で、長滝から石徹白にかけて残る古道の整備など、こういった観光面でも着手していきたいと考えておりますし、市民の皆様からいろいろなアイデアをいただきたいと考えています。

この御質問のエリアについて、市としては廃線の候補に上がっています郡上八幡であるとか白鳥であるとか、その両駅も含めて、いわゆる郡上八幡以北、全てについて観光は取り組んでいく所存です。

今後の活性化の取組、これにつきましては、沿線市町、この魅力を総動員して長良川鉄道を絡めたまちづくりを展開しようということを今考えています。単なる利用促進策でないものと考え、これは外部の識者、ここからアドバイスを受け、鉄道の活性化も入れながら、地域のまちづくり、これを考えていくことになります。

これまで乗客数が下がり続けたことから、目標、何をもって成功とするか、しないかということについては、明言がしてこられませんでした。年々増加する経営安定対策の補助金、また近代化の整備事業の補助金等について、どんどんこれまで出してまいりましたが、いつまでもこの水準を出しながら執行することは不可能だと考えています。そこで、この鉄道の成功の指標としては、営業損益、近代化整備の事業費、安全運行経費の総計、これがまず底を打つということが一つの目安だと考えています。鉄道事業は高校生の通学を支える福祉政策の面もありますので、これは仮に赤字であっても必要とされると考えています。底を打つこと、これが成功、失敗の分岐点になるのでは

ないでしょうか。

今後、その評価を見ていくということで、私としては3年程度は見守っていきたいと考えています。その間、観光事業に注力したような形で結果を期待しています。しかし、その期限内に結果が伴わなかった場合、長良川鉄道側から専門家の目を見て、さらなる間引き、一部区間の廃線の議論が再発、そういった場合には、それを郡上市としては受け入れる必要はあると考えています。

議員御指摘の目標水準、赤字額、それが幾ら以内ならいいとか、悪いとか、また、利用者数が何人までといった詳細な設定は、今後、長良川鉄道とともに考えていくことになりますが、とにかく赤字が底を打たないことには、郡上市内での一部廃線も仕方がないと考えています。

以上です。

(2番議員挙手)

○議長(森藤文男) 大坪隆成議員。

○2番(大坪隆成) ありがとうございます。2番の質問は、今、一緒に答弁いただきましたので、3つ目の質問に入ります。

最後に、長良川鉄道の将来的方向性に対する本市の基本的立場についてお尋ねします。本市では、これまで市議会による提言や——資料をお願いします——市民アンケート調査、OD調査など、長良川鉄道の将来を考えるための様々な検討が行われてきました。議会は、平成25年に白鳥以北の廃線を、さらに平成27年度までに八幡以北について存続を判断すべきとの報告を行い、令和5年3月には根本的な議論を進めるような政策提言も行われています。

また、昨年7月に実施されたOD調査では、利用が梅山以南で完結することが多いことや、郡上市内の駅の利用が少ないことが明らかになっています。

さらに、昨年のお大雪の際には、美濃白鳥から北濃間が運休しましたが、路線バスによって通常とほぼ同じ時間帯での登下校が可能であったという事例も報告されています。

一方で、令和4年に行われた市民アンケートでは、鉄道を利用しないという回答が9割を占めていましたが、地域の交通手段の維持につながる、次世代へ継承する地域資源であるといった意見も半数を超えるなど、公共交通としての役割を求めることがあるのも事実です。

このように長良川鉄道の将来をめぐっては、様々な意見があり、市長も議会答弁において、長良川鉄道の存続もしくは廃止というこの2つについて、市民は二分する意見を持っておられます。そういう中で、前日置市長も長良川鉄道株式会社の社長としてのお立場と、郡上市長としての2つのお立場の中で、大変苦しいお考えだったということを察しますというふうに発言されてみえます。

岐阜県知事からは、鉄道を軸とした観光まちづくりの可能性が示される一方、長良川鉄道株式会社の社長である関市長は、一部区間の見直しの可能性にも言及されるなど、先ほど市長からもお話がありましたように、議論は現在も続いています。こうした中で、市長は50年後の若い世代にとっ

て、夢なのか負債なのか、悔いのない判断をしたいとの考えも示されています。

本市は沿線5市町の中で最も長い区間を抱え、最も大きな財政負担を担っている自治体です。その立場を踏まえ、本市としての財政負担、どこまでの財政負担が可能なのかということも前提に、市長のどのような将来図を描いていくのかという基本的な考えを整理しておくことは重要であると思われる。

そこでお尋ねします。市民アンケート調査やOD調査、そして議会の提言なども踏まえ、市長は沿線首長会議の場において御自分の立場をどのように位置づけ、どのようなお考えで議論に臨んでいるのか。もちろん長良川鉄道については、沿線市町が協調した姿勢で運営に関与していくことは大前提です。しかし、最も大きな財政負担を担っている自治体として、活性化の可能性と財政負担の関係をどのような視点で整理しながら、市長はどのような立場で発言をされているのか、率直なお考えをお聞かせください。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

山川市長。

○市長（山川弘保） ではお答えします。

議員がおっしゃっていましたように、郡上市は最も長い鉄道の路線を持っています。その路線と、また乗客数や駅舎の割合で負担が決まっています。郡上市にとりましては、短くするイコール減るということになりますが、以前にも申しましたように、郡上市が減った分、ほかの市町は増えるということがあります。この鉄道の運営については、これも何度も申しましたが、首長だけで決められることはありません。議会がその執行について常に監視をしておられます。もし郡上市で短くした場合に、ほかの市町の負担が増えるといった場合、それを議会がお認めになるかどうか。以前、この長良川鉄道については、ある自治体が自分のところで廃線をすると、そうおっしゃって、じゃあそこを止められてしまうと、以北は全て廃線になるというようなお話があったことも事実です。そういった中で、郡上市としては先ほど申しました通学の子どもたちの足は守らなければなりません。少なくとも郡上八幡以南のところにはバスが走らせてありませんので、ここは最低死守する場所です。北部については、川の両側にバス路線があります。

また、先ほど申しましたように、観光については、郡上市が最も大事にしていることの一つです。知事がおっしゃったまちづくり、これをこの鉄道と絡めて、私たちはやっていかなければなりません。鉄道の存続、廃線、いろいろございますが、知事のおっしゃったように、私はまちづくり、これにこの鉄道を絡めていきたいと考えています。仮に廃線となった場合も、その廃線の鉄道をどうしていくのか、このことは議会と一緒に考えていく必要があります。そういった意味で、負担割合だけではなく、これからの未来に向かってこの鉄道をどう利用できるのか、そして観光にどう生かせるのか、まちづくりをどうするのか、たくさんのことがまだ整理されないまま残っておりますの

で、これについてしっかりと郡上市の思いを、この中で伝えていき、そして郡上市の負担も減るような、その方向を探していくというのが私の立場です。

以上です。

(2番議員挙手)

○議長（森藤文男） 大坪隆成議員。

○2番（大坪隆成） ありがとうございます。長良川鉄道については、続けていくのも、廃止するにしても、どちらの判断をされたとしても、後世の人たちに大きな影響を与える判断になると思います。市長と議会が両輪となって、しっかりと議論を交わしながら、郡上市の立場を明確にしながら、そして沿線市町との連携ももちろん重要ですが、郡上市の利益の最大化を図るために、市長には積極的な発言や御関与をお願いしたいなというふうに思います。

今回は、財政と長良川鉄道について質問させていただきました。なかなか取っつきにくい問題ではありましたが、副市長、そして山川市長、真摯な御答弁どうもありがとうございました。

これで一般質問を終わります。

○議長（森藤文男） 以上で、大坪隆成議員の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は10時25分を予定しております。

(午前10時10分)

○議長（森藤文男） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午前10時25分)

◇ 長岡文男議員

○議長（森藤文男） 11番 長岡文男議員の質問を許可いたします。

11番 長岡文男議員。

○11番（長岡文男） それでは、最初に、美並の中心的な拠点施設であります日本まん真ん中センター、この美並の活性化を推しはかることのできる施設、日本まん真ん中センターの活用についてを質問いたしたいと思います。

日本まん真ん中センター内の図書館の在り方についてでございますけれども、日本まん真ん中センターの活用についての質問は、私はこれで3回目となります。令和4年9月の議会、それから令和6年の3月議会。

令和6年3月議会での私の一般質問におきまして、当局からは、日本まん真ん中センターの活用に関して、再生基本構想の策定業務が進められているとの答弁がございました。私は、地域に活力が出るために、日本まん真ん中センターがもっと人が集い、有効に活用できないかということで、

今までいろいろな観点から意見や提案を申し上げてまいりました。

しかし、実現されたことは少ないわけでありますけれども、施設をしていくことを精いっぱい、現状はそんな感じなのかも知れません。

しかし、そんな中で、今年は、以前に提案、お話をした中から、街角ピアノならぬストリートピアノが、日本まん真ん中センターの入り口ホールに設置をされました。

タブレットを御覧いただきたいと思います。タブレットの中にその写真が載せてあります。

ここのタイトルは「思い出ピアノ」と書いてございますけれども、タイトルは別として、こうしたピアノ、皆さんが弾けるピアノが設置されたということで、大変ありがたく思っております。

こうしたことは、そんなに費用がかかることではないので、本来なら、もう少し早く取り組んでいただければというふうに思っておりますけれども、今回、こうしたピアノにつきましては、まん真ん中センター応援隊という、そうしたボランティアグループがあるんですけれども、そうした方がいろいろお骨折りいただきまして、現在こうやって使えるように、昨年の末ぐらいからだったと思いますけれども、利用がされております。市外の方も利用をしておるようでございます。

そこで、今回は日本まん真ん中センターの図書館の在り方、市として、図書館分室を集約していきたいというお考えをお持ちでございますけれども、そうしたことについて質問をいたします。

タブレットのほうに、美並の図書館の分室、その現状の写真を、最初が入り口の付近、それから受付から見たところ、そして、学習するそうしたコーナーというようなことで、3点ばかりこの様子を載せてございます。

令和7年6月の第2回定例会におきまして、大坪議員の質問に対しまして教育長は「人口減少を踏まえた身の丈に合った図書館運営を構築し、郡上市図書館の本館・分館体制の見直し、再編を検討する」と述べておられます。また、「図書館協議会の意見も踏まえ、市民の声を政策に反映する」とお話をされました。

その後、昨年の10月に図書館利用に関するアンケートが広報に掲載され、アンケートが実施されたようでありますが、この広報の紙面は、利用者数の少なさを強調するような内容であったと思います。

ちょっとタブレットには載せておりませんが、こういった紙面でアンケートのお願いがあったわけでございますけれども、多くの市民の方が、まず、この「アンケートのお願い」というところを見まして、本当に、分室が閉鎖するという事で大きな不安を抱いたそうであります。

令和8年度からは、明宝あるいは和良の分室が閉鎖ということではありますけれども、美並の方にとっても、こういったことは非常に驚きであったわけでありまして、美並では今後もこの分室を継続してほしいという声が非常に多かった一方で、市からは、分室閉鎖の影響や、その判断の理由について詳細な説明はなされていないのが現状でございます。

ここに、皆さんからいただいた意見というか、作文がたくさんありますが、その一部だけちょっと朗読をさせていただきたいと思います。

「確かにホームページで予約して受け取る方法は、人員削減にはよいと思いますが、本は触ってみて、中を見てから選ぶ、楽しいと思いますので、本来の姿をと思います。親と子が一緒に選ぶ本の中から探すことはとっても楽しい。そうしたことを奪ってほしくないです。」

あるいは、もう一つは、これは学生さんの意見ですけれども、

「私は、いつも勉強をするに当たり利用をしています。塾に行っていないので、ここが唯一の勉強の場所です。周りの人が勉強しているのを見て刺激を受け、勉強のスイッチも入ります。ここが一番の楽しい、一番集中できる場所です。また、地域の歴史など、本も容易に読めなくなってしまう。地域を知り、地域があり続けるのに必要です。どうかお願いをいたします。」

こうした多数の意見が私の手元にも届いてきておるわけでございます。

そこで、伺いをいたします。

図書館分室運営が困難になった具体的な理由、財政的な面もあろうかと思いますが、そうした側面も踏まえてお示しをいただくとともに、市として、アンケート結果をどのように受け止め、市民への報告をしていくのかお答えをお願いしたいと思います。

また、分室に伴う影響について、図書館協議会ではどのような意見が出されたのか、そして今後、図書館が市民のコミュニケーションの場としてどう在り続けるのか、教育委員会としてのビジョンを、そして、日本まん真ん中センター再生基本構想の中で、分室がどのように位置づけられているかも踏まえてお話をいただけるとありがたいと思います。どうかよろしく願いいたします。

○議長（森藤文男） 長岡文男の質問に答弁を求めます。

熊田教育長。

○教育長（熊田一泰） お答えさせていただきます。

郡上市の人口は、住民基本台帳によると、合併当初は約4万9,800人でしたが、令和8年3月時点で約3万6,800人、約1万3,000人、約4分の1減少しています。5つの図書館分室の運営に係る経費は、図書館システムに係る経費、人件費、図書購入費など、1分室当たり年間260万円から400万円程度必要となっています。

令和6年度の各分室の利用状況を見ると、1日の平均貸出者数は1.9人から9.7人となっています。このような状況から、1日の平均貸出者数が特に少ない分室については、これからの在り方について検討する必要があると考えました。

昨年6月の定例会でもお話ししましたように、今後収縮していく地域社会を見通した身の丈に合った公共施設の適正配置については、教育委員会も例外ではなく、これからの学校統合も含め、図

書館の体制など、見直しや再編も視野に入れて模索していくことは必要だと考えています。

ただし、これも前に述べましたように、それを進めるに当たっては、図書館、教育委員会だけでなく、図書館協議会に諮り、委員の皆さんや市民の皆さんの意見を聞くなどのプロセスが重要であると考えています。

そこで、今回、図書館運営については、郡上市図書館協議会の会議を今年度は4回開催いたしました。また、図書館学の専門知識を有する外部の有識者として、中京大学の中川豊教授をお招きし、指導・助言をいただきました。

そして、市民の図書館利用状況や御意見を伺うために、昨年10月に郡上市図書館に関する市民アンケートを実施し、404人から回答をいただきました。

アンケート結果としては、最もよく利用する図書館では、白鳥の本館が41.1%、はちまん分館が37.2%で、両館合わせて78.3%となっています。明宝・和良町の状況を見ると、それぞれの分室を利用する方は、めいほう分室が1.7%、わら分室が3.3%となっています。また、明宝のほうは約60%、和良町のほうは約43%が、白鳥の本館や、はちまん分館を利用してみえます。

また、自由記述の意見としては、分室の「集約に賛成・やむを得ない」が103人、「集約に反対」が93人、「どちらでもない」が47人でした。そのほかに、地域を取り残さないために、従来に代わる新たなサービスの検討を望む声や、小学校での学校貸出しの継続を求める声が多く寄せられました。

図書館協議会では、協議を進める中で、図書館に届いた市民の声やアンケート結果の分析を共有し、課題への対応について協議を行いました。

委員の意見として、めいほう分室とわら分室の今後については、利用状況を踏まえて協議し、図書館としての閉鎖はやむを得ないという意見が出されました。その中で、利用者代表の意見からは、アンケートの自由記述で寄せられた地域における新たなサービスや学校貸出しの継続など、様々な御意見をいただきました。

図書館協議会での議論を踏まえて、雑誌購入の再開、めいほう分室・わら分室の閉鎖に伴う公民館等での新たな読書機会の創出、ホームページや電話での図書の予約による貸出し、小学校での学校貸出しの継続、今後の図書館の在り方と基本方針について御承認をいただきました。

これからの図書館の在り方としては、「市民に親しまれ、信頼され、進化する」を基本方針とした上で、効率的で持続可能な図書館運営を行うため、本・分館の機能充実を図り、多様な市民ニーズに対応するとともに、地域の特性に応じた読書機会を提供していきたいと考えています。

また、生涯学習の拠点として、市民や地域の課題解決支援に努めるとともに、シン・郡上学の推進により、子どもの学びと成長を支援し、子ども達が自ら考え行動する力を育む取組を進めます。さらに、乳幼児期からの読書環境を整備し、小学校での学校貸出しを継続することにより、子ども

への読書機会の提供を図っていきたいと考えています。

新たな図書館体制としては、貸出者数の特に少ないめいほう・わら分室について、令和7年度末で条例上は廃止といたしますが、公民館施設には図書を残し、公民館の図書として、公民館活動と連携し、自由な発想と利用しやすい図書として、より本に接する機会の創出を図りたいと考えています。

一般の利用者には、振興事務所や公民館に新刊カタログを配置し、図書館ホームページや電話で予約いただき、お住いの振興事務所や公民館施設で受け取り・返却できる体制を整えてまいります。

子どもたちの読書の機会の創出として、明宝小学校・和良小学校への学校貸出しについては、今までどおり月2回の貸出しを継続してまいります。

また、新たな試みとして、保育園、中学校などで、みんなの本棚として図書を提供し、読書サービスを提供します。加えて市民と連携した公民館によるブックカフェや本に関するイベントの開催など、図書館の体制にとらわれないような取組を計画し、地域での活性化にもつなげていきたいと考えています。

今回、公民館活動と連携していく、めいほう・わら、それ以外の、やまと分室・たかす分室・みなみ分室については、地域の状況や施設の課題を捉えつつ、住民自治の考え方の中で、市民協働による図書館・図書室運営方法や活動のアイデア等を検討していきたいと考えています。

一例ですが、大和では、新年度から地元のP i oさんの提案で、店内に図書コーナーができる予定で、現在、市図書館と連携して準備をしています。これは図書館ではありませんが、今まで一部の方だけの利用に終わっていたものが、より多くの方が本を手にとってもらえれば、それはよいことだと考えています。

今後、地域や施設の実情に合った方向性を話し合い、検討していきたいと考えていますので、住民の皆さんの御理解と御協力をお願いしたいと思います。

なお、先ほどの再生基本構想等については、この後の円空のほうでもちょっと係りますので、そこでお答えさせていただきたいと思います。

(11番議員挙手)

○議長（森藤文男） 長岡文男議員。

○11番（長岡文男） 大変ありがとうございました。

まず、アンケートの実施にしましても、誠に唐突でありましたし、利用者は突然と受け止めてびっくりをしたわけですので、これからは、アンケートの結果であるとか、そして今、本当に丁寧に協議会を開催されておるということですので、専門の方も交えながら。そうしたことを、利用者や市民にももう少し丁寧に説明なり報告なりしていただければありがたいなと思っております。

それと、特に今年から明宝とか和良につきましては、新たな地域のサービスということですが、

これももう少し具体的に、実際どうなるかということを見ないと、いいか悪いかというのを判断がしづらい部分がありますが、今後に向けては、今、大和のそうした例も御紹介ありましたが、そうしたすばらしい形ができると本当にありがたいなと思うわけでございます。

あと経費の面では、システムとかの関係で、一体いかほど今までの費用に対して下がっていくのかということがよく分からないので、その辺もまた明確にしていきたいと思えますし、あと、県内では、海津市のほうで無人貸出システム、これもお金がかかる話ですけども、どの程度活用されるとか分かりませんが、そうした無人のシステムを導入されている、そんな図書館、市もあるわけですので、そういったこともまた研究をしていただきたいなというふうに思っております。

教育委員会、あるいは図書の協議会のほうでいろいろ御検討はなされて、今回のこういった結論というか、方向性を導き出されたというふうに理解をさせていただきたいと思えますけれども、私は、図書館を人の集まる場所として位置づけをされて、今言われたように、本当に正式な図書館法に明記された、基づいた図書館で僕はなくてもいいとは思っております。

市民の憩いの場とか、本に触れ合う場とか、生活の一部として、そんなふうに図書、あるいは図書室ということで、なることを願っております。

今後も、市民の思いに寄り添った方向、お取組をしていただけることをお願いをしたいと思っております。どうかまた今後もよろしくをお願いしたいと思います。

それでは、続きまして、2つ目の、円空研究センターの再活用と円空研究の今後についてということで質問をさせていただきます。

タブレットのほうを御覧いただきたいと思えます。ここに円空研究センター、これは日本まん真ん中センターの一室というか、1階にあるわけなんですけども、そこの様子を、ちょっと写真を撮りましたので、円空研究センターということで、入り口がこんな感じでございます。ここから、今、テープが貼ってある奥へ入っていくという、そういう形でございます。

中に入ります。非常に暗いんですけど、電気をつけていただけませんでしたので、暗闇の中で撮りましたので、非常に映りが悪いです。ここは、お客さんが入ると電気をつけるという方式ですので、ほとんど入りませんので、毎日こうやって暗闇でございます。

この奥を、こういう展示物がどんだけかありますけれども、この奥へ進みますと、こういったテーブルに日本の地図に円空が悠揚した、そういった箇所が示されてあるというような。あと、ここを右に行くと出口ということでございます。

こういった本当に静まり返った施設でございますけれども、この施設、研究センターは、まん真ん中センターに当初からあったわけではないです。途中で改装によりまして、平成15年に円空研究センターが設置をされました。この円空研究センターができた当時は、地元の円空研究家の先生も大きくいろんな事業に関わっていただきました。

そして、当初は学芸員の方も採用をされましておりました。毎年のように円空仏の特別展であるとか、円空彫りのイベント、そういったものを開催をしておりましたし、全国から円空仏についてのいろんな問い合わせもございました。中には、仏像そのものを送ってくることは少なかったですけども、写真とかが送られてきまして、本物であるかどうかちょっと鑑定してくれと、そんな依頼もございました。

当時、私も実はここの円空研究センター長ということで名前をいただいておまして、そういった鑑定とかも度々立ち会ったりをしておったわけですが、幾つも見ていると、大体ぱっと見て、これはまずまがいものだなというようなことは感じることはたびたびございましたけども、なかなか本物が出てくるということは少なかったように感じております。

そして、かつて各種の事業に取組がされまして、市民に愛された円空研究センターですが、現在は、郷土史研究家であり円空の研究の第一人者であった先生も御逝去されましたし、学芸員も今は不在になりましたし、写真のとおり、静かな状況が続いております。

展示物も、もともとここは本物の、実物の円空仏の展示はされておりました。ここにあるのは、全て一般の方が彫られたそうしたものが置いてあるわけなんですけど、あとは、今、パネルの展示のみとなりまして、今、入館者は本当に月に数名というような状態でございます。

私は、まん真ん中センターにおける円空研究センターの空間が非常にもったいないと、もっと市民が有効に活用できる場としてならないかなというふうに思っておるわけです。

そうしたことを、市としてどのようにお考えであるかということをお聞きしたいと思いますし、また、新年度を迎えるに当たりまして、市の総合計画にも上げられていた「円空のふるさと美並」、こういうタイトルがついておるわけなんですけど、こうした円空の研究を市として今後どのように取り組んでいくのか、進められるのか、そうした市の見解をお聞きをしたいと思います。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

熊田教育長。

○教育長（熊田一泰） お亡くなりになりました円空研究の池田先生は、多くの著書を残してみえますが、その中に「円空が彫り残しているのは、その土地の地主神や庶民信仰の神々である」という一節があり、まさに地域を愛した人であることが分かります。

また、別の本には「それは底辺の人々への温かい眼差し、差し延べる手の力強さ、自らに厳しく他には優しい円空の生涯である」とあります。まさに慈愛の人であり、郡上が誇るべき人であると思います。

今年の2月に三城小学校を訪問した際、総合的な学習で円空彫りに取り組む5年生の子どもたちの姿があり、とてもうれしい気持ちになりました。新制美並小になってもぜひ残し、伝え続けてい

ただきたい活動だと考えました。美並の子どもたちにとって、円空の学習は、シン・郡上学としても誇るべき郷土学習だと考えています。

一方で、円空研究センタースペースをはじめ、美並ふるさと館の利用については、議員が言われますように芳しくありません。円空研究センターへの入館者は、過去8年間の平均で年間111人です。

円空研究センターを含めた日本まん真ん中センターの今後の在り方や活用については、令和5年度に日本まん真ん中センター及び周辺施設活用に関する意見交換会の開催や、アンケート結果を踏まえた日本まん真ん中センター・美並ふるさと館再生基本構想を策定し、実施に向けた検討を行っている最中であります。

美並地域振興計画には、円空を核とした地域の魅力の効果的な発信とあり、活動の一つとして、任意団体である郡上円空会や、美並ふるさと館を守る会などの活動支援をしています。美並ふるさと館では、シン・郡上学の講座として、円空彫り講座を毎月開催し、彫刻を通じた円空の歴史の周知や継承を行っています。

しかし、これだけでは不十分であると考えます。私は、美並を愛する地域の方々のアイデアとか行動力に素晴らしさを感じています。2月に、子宝の湯を引き継ぎリニューアルオープンした円空の湯は、大変にぎわっていると聞きました。私も行ってきましたが、食事すばらしく、よい施設になっていると思います。

円空の湯の運営会社である株式会社ENKUUUをはじめ美並には、円空を通じたふるさと美並の魅力発信をもっとしていきたいと考える団体や人が多くみえます。株式会社ENKUUUなどと連携し、官民連携で円空の魅力を効果的に発信する方法を検討していきたいと考えています。

また、11月に開催し、大変好評だった美並ふるさと館での円空仏の特別展を今後も随時開催することなど、円空仏研究を深め、市民への周知を図る取組を考えていきます。

美並ふるさと館には生活資料館が併設されており、林業関連の道具及び書類等の資料は、星宮神社の社叢林とともに「郡上林業の歴史と技術を伝承する資料・展示と社叢林」という名称で、平成30年に日本森林学会から林業遺産に選定されました。また、星宮神社は、高賀山信仰の六社の一つであり、国・県・市指定文化財が多数伝えられています。

今後は、円空ゆかりの粥川の森、星宮神社、那比新宮・本宮を含めた高賀山信仰、林業遺産を、複合的に結びつけた活用も考えていきたいと思っています。

池田先生の著書の中で、平成25年発行「新装円空の原像」のあとがきには、円空研究センター長として長岡議員が書かれた文章があり、その中に「美並町には、現在も円空の残した多数の仏像や自筆文書が現存しており、遺跡や伝承等もあり、まさに円空の心のふるさとであります。円空が没して300年以上の時間が流れましたが、現代に生きる我々が、円空の足跡から何を感じ、何を学び取

るのか、円空が呼吸していた山や川、そうした大自然が今も残る美並町で円空と同じ空気を吸い、同じものを見て何かを感じ取っていただきたいと思います」という一節があります。

私も全く同感であり、今後、シン・郡上学の学習材料として、また、地域の方によるまちおこしの核として、郡上ゆかりの円空を深め、広めていく活動を進めていきたいと考えています。

(11番議員挙手)

○議長（森藤文男） 長岡文男議員。

○11番（長岡文男） ありがとうございます。今のあとがき、なかなかいい文章を書いていたなど、ずっと忘れておりましたが、そういや書いた覚えがあります。ありがとうございます。

円空研究センターという施設名でありますけれども、なかなか研究ということは難しくて、滞っているような状態ではあると思うんですけれども、当初の研究センターという役割は、一応終えているのではないかなというふうに私は思っておりますけれども、拠点の施設として利用度を高める別の方法にですね。

私は、別に円空に関わったことをずっとここでしなければならぬというふうには思っておりません。例えば、この空間を会社の事務所として貸し出してもいいし、先ほどの図書館のこともありますけれども、子どもたちが勉強する勉強のルームというか、それは簡単にできるんです。

今ある展示物はそのまんまでもいいと思うんです。机を持ってきて、あそこの中央にあるテーブルとかを移動すれば、すぐそういった勉強のコーナーになり得るというふうに思っております。細かい電気とか冷房とかそういったこともあろうかと思いますが、本当に、ほとんど何も中に置いていない空間ですので、改造するには簡単にできるんじゃないかなと思っております。

ただ、今までそういった展示等に関わってきた人に言わせると、なに全部壊してしまうのかということとはちょっと懸念もありますけれども、そういった皆さんと、そういったことを相談しながら取り組んでいければというふうに思っております。

こうした今、教育長のほうから話もありましたけれども、こういった円空の取組ですけれども、これは今までも美並の地域振興の柱の一つとして取り組んできた大きなテーマであります。歴史的な研究はもちろん、観光、そういったことにも深く結びつく貴重な社会資源であるというふうに思っております。

修験僧である円空が本当に厳しい修行を体験したわけですが、そうした修行の体験の場をこの地域にも見出してで、例えば岩上りであるとか、洞穴の探検であるとか、そうした円空の考えや生きた時代を感じ取れる、そうした体験。

それから、今も話もありました円空彫り。円空彫りも以前は本当に多くの方がやってみえたんですが、この間、美並の展示会、文化協会の展示があったんですが、そこでやっぱり円空仏、皆さんが掘られた仏像が展示してあったんですが、名前を見ると美並の人が一人もいなくて、市内でも八

幡出の人とか白鳥の、そうした人が結構来てやっているんだなというのを思いましたので、やっぱり中にはそうしたことにいろいろ興味のある方もあるんだなというのを思いましたし、それが、先ほど言われた高賀六社、六社一観音めぐりなんていう昔ツアーがあったんですけれども、またそうしたようなことも復活していけるというふうに、いろんなメニューはどんどん私もイメージとして湧いてくるんですけれども、そうしたことでするので、いろいろ、また、市がもう少し後押しをしていただいて、なかなか民間といえども一歩足が出しにくい部分もございますので、ちょっとリードをして取組を誘導していただけるような、そんな政策を考えると、非常にありがたいなというふうに思っております。

美並の円空の湯も今、非常に好評で、皆さんが来ていただいておりますけれども、ああした企業共々、取組を一緒になってやっていただけると非常にありがたいなということを思っておるわけがあります。ありがとうございました。

それでは、大項目の2つ目の市政運営の基本姿勢と政策について質問をしたいと思います。

先般、WBCの侍ジャパンの敗北、この敗戦は、その原因はピッチャーの起用とエラーと言われていると思います。つまり守備、守りに非常に課題があったというふうに、この終わってから言われておるわけなんですけれども。

今年、市長の予算編成の基本的な考え方として、「命を守る、郡上市を守る、若者の未来を守る」という力強い言葉が掲げられています。

その姿勢は、かつてVナイン——V9ですね。川上哲治が読売ジャイアンツを率いたその時代、これは守備と投手力を軸にした戦った姿、それは堅実な基盤を築く戦略ということであったわけがありますけれども、ただ、市長の言われる守りを固めるということは、非常に大切なことだと思いますけれども、その先に市長がどのような未来を描いておみえになるのか、私たちは非常に関心を持っているわけであります。

そこで、伺いをいたします。

市長は住民のニーズを正確に把握するため、数多くのタウンミーティングを重ねてこられたと伺っておりますけれども、この1年間で、どのような世代や団体、地域を対象に、何回ミーティングを開催されましたか。そして、その中で出された具体的な意見が、新年度の政策にどう反映されたのか。タウンミーティング実施の意義、効果を踏まえて、具体例をお示ししていただきたいと思えます。

そして、1980年代に生涯学習の文脈の中によく使われたスクラップ・アンド・ビルドという考え方がございます。市長は、今回、新年度の政策は、これをひっくり返しまして、ビルド・アンド・スクラップに基づいてというふうに伺っております。

この考え方に基づき、具体的に何を新しく構築し、何を見直して廃止していこうとしているのか、

その判断基準や背景を、ぜひ丁寧に御説明をいただけるとありがたいです。よろしくお願いいたします。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

山川市長。

○市長（山川弘保） ありがとうございます。令和6年度、29回、552人、令和7年度は、本日までで12回、181人の皆様とタウンミーティングを開催してまいりました。地域組織の方々や子育てグループ、高齢者クラブなど、多世代・多分野の皆様との膝を交えての対話であります。

こういった中で、若者世代に対する子育て・Uターン事業、障害福祉施設の充実策や放課後等児童クラブの在り方など、郡上市が抱える多くの課題が浮き彫りになりました。市民の皆様の思いは多種多様で、現実的なものから、かなり難しいものまであります。そういったときに、どうすれば実現できるか、資金調達はどうするかを常に模索しました。

いただいた御意見の中で、今年度の政策に反映した事業としては、妊産婦ヘルスケア事業があります。

子育て中の母親からは「出産は心身に大きなダメージがあるにもかかわらず、ケアを受けるための金銭的・時間的なハードルが高い」といった切実なお声をいただき、前向きに事業化を検討する一方、私は市に事業の全てを任せるのではなく、民間グループでの受皿づくりを提案できませんかと言ったところ、自分たちでやってみると申出があり、令和8年度の新事業に盛り込んだところで

す。

全てを行政が行うのではなく、自らが地域を創る住民自治が形になっていると考えます。

様々な意見があった中で、あなたならどう行動しますか、問いかけをします。市民お一人お一人がこの郡上をよくする、そして、自分ごととして行動することが、消滅可能性の都市からの脱却につながると信じているからです。

スクラップ・アンド・ビルド、これが、財源を確保してから新事業を始めるのに対して、ビルド・アンド・スクラップは、新しいことを始めるために既存事業を見直すか、こういった前向きな発想だと捉えています。新たな市民ニーズをどう対応して新規事業を始めるか、ここは事業を見直すという意識で予算編成に取り組んでほしいとの思いから、この言葉を使いました。

人口減少を食い止め、若者が希望を持てるかを基準としたとき、私たちは、過去の習慣や制度の存続よりも未来の命、つまり若い世代の意見を酌み取ることを選ぶ必要があると考えています。

私は「若者へのシフト」を目標として掲げ、全ての事業は若者が郡上に住んでくれることにつながっているか、若者が郡上で活躍でき、やりがいを感じることができるか、人口減少を食い止め、少子高齢化を緩和できる事業となっているか、新事業を立ち上げるために既存事業を中止できるか、これが私の新事業を起こす基準であり、廃止の基準となっています。

若い世代から年配の世代まで、一人一人の命の重さに変わりはなく、皆が幸せに暮らす権利を持っています。だからこそ、新時代に向けて全市民で郡上の未来のために取捨選択を行っていく必要があると考えています。大変難しいですが、これには避けることができませんので、議会もよろしくお願いいたします。

(11番議員挙手)

○議長（森藤文男） 長岡文男議員。

○11番（長岡文男） ありがとうございます。市長の言われるタウンミーティング、非常に影響力があるということなので、その開催につきましては、地域や年代、あるいは職種など、偏りのない形で開催していただくこと、公平な立場で御判断をしていただきたいと思います。と思っています。

そして、時間、ありませんけれども、市長がお考えの郡上市の未来像を、これからも市民に分かりやすく示していただくことを期待いたしまして、私からの一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（森藤文男） 以上で、長岡文男議員の質問を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。再開は11時15分を予定しております。よろしくお願いします。

(午前11時06分)

○議長（森藤文男） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前11時15分)

○議長（森藤文男） ここで再度お願いを申し上げます。多くの傍聴の方がお見えになっておられます。ありがとうございます。

ここで、携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにさせていただくか、電源をお切りになるよう御配慮のほうよろしくお願いをいたします。

また、郡上市議会の傍聴規則第8条により、傍聴人は撮影、録音等が禁止をされておりますので、あわせてよろしくお願いをいたします。

◇ 本 田 教 治 議 員

○議長（森藤文男） それでは、10番 本田教治議員の質問を許可いたします。

10番 本田教治議員。

○10番（本田教治） ただいま議長より通告の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

今回の一般質問は、大項目の「自治・まちづくり」についてと、無痛分娩についての2点でござ

います。

大項目の今言いました「自治・まちづくり」につきましては、2月26日よります市長による令和8年度の郡上市施政方針を受けて質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

では、郡上市市民協働センター運営委員会を令和7年度をもって解散し、令和8年度から新たな体制で市民協働センター機能を継続したいというお話をされました。

解散という言葉聞きまして、市民協働センターのスタッフの方々の顔が浮かんできて大変驚いて、今回一般質問させていただき経緯でございます。

郡上市市民協働センターは、2012年に設立されて、地域の課題や地域の活性の相談、地域づくりの相談窓口、そしてそれらの課題解決に向けて、時には市との中間組織団体として、また時には補助金制度の活用によって地域が目指すゴールまで見届ける、いわゆる伴奏支援も行っていただきました。

郡上市から委託を受けて14年間運営されており、先ほど述べたように市民の公益的な活動のサポートが主な活動とされておりました。そのような、郡上市市民協働センター運営委員会の解散となる真意など、運営委員会と十分に熟議を交わされたのか、そして続投ではなく、なぜ解散というふうになったのか伺いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

令和8年度から新たな体制で行うということですが、年度スタートは4月からです。現在の、現状の体制はどこまで進んでいるのか、今後機能は継続し、体制を新たにということでございますけれども、具体的に説明を求めます。

また、事業の一つの中高生による「G o o d郡上プロジェクト」アイデアコンテストですが、毎年開催されて、中高生が空き家の有効利用とか、あるいは移住体験、アウトドアの提案とか、人口減少対策など、郡上市発展に夢を語り、そして実現に向けた提案をされてこられました。将来を担う若者の発想は、毎回とても斬新で楽しみにしておりました。そんな「G o o d郡上プロジェクト」の継続は、今後どのように考えられておられるのか、併せてお聞きしたいと思います。担当部長、よろしくお願いいたします。

○議長（森藤文男） 本田教治議員の質問に答弁を求めます。

河合市長公室長。

○市長公室長（河合保隆） それでは、初めに郡上市市民協働センター運営委員会が開催に至った経緯についてから、御説明をさせていただきたいと思います。

昨年8月26日に開催をされました第2回の運営委員会におきまして、事務局の中心的スタッフが一身上の都合により、年度末で退任する意向を示された。こうしたことから、今後の運営委員会や各種事業をどのように継続していくか、このことについて協議がなされております。

市の担当課長、そして担当者もこの会議には出席をさせていただきまして、市としましては住民

自治、市民協働の推進にあたって、市民協働センターは、今ほどもお話がありましたように中間支援組織、非常に重要な役割を担っているということから、引き続き運営委員会を継続していただきたい旨のお話をしております。

この会議の中では、結論が出ず、次年度の市民協働センター運営業務を受託できるか、そして組織の継続が可能かどうか、こちらについては引き続き運営委員会で協議・検討をされることとなりました。

その後も、運営委員会において複数回協議を重ねられまして、10月22日の第6回の運営委員会において、運営委員会事務局スタッフの人員確保や業務の引継ぎを含めた新たなスタッフの育成が現在の組織では困難であること、そして来年度の市民協働センター運営業務の受託は継続できないこと、また令和7年末をもって運営委員会を解散する意向であることが報告をされました。

そして、翌月の11月27日に正副運営委員長、センター長らが市長面談をされまして、解散の意向について報告をされたものでございます。

運営委員会には、市民協働センター設立以来、市民協働の推進や意識醸成に係る取組、また近年は市民の皆さんから提案された企画の実現のために調整力を発揮していただいておりますので、市といたしましても非常に残念でございますが、今回の決定を受け入れたというのが経緯でございます。

次に、市民協働センター機能の継続についてということでございますが、市民協働センターは、市民の皆さん、事業者、団体の皆さん、そして行政が対等な立場で協働による地域づくりを進めていくために、必要な支援・調整を行う機関として重要な役割を担っております。

このため、運営委員会に代わる新たな組織に、令和8年度からの市民協働センター運営業務を委託できるよう調整を行っているところです。

委託先としましては、市民協働センターの運営委員の経験者や市民活動の実務経験者が在籍をしておられ、以前に市民協働センターとの運営委員会との事業統合に向けた調整を行っていた経緯もある市内の一般社団法人を想定しております。

業務内容についても、これまでと同様、市民と行政をつなぐ役割を担っていただきますが、特に各地域で活動する団体間の連携強化や、新たな団体の設立、既存団体の活動促進に向けた伴走支援を重点的に展開いただき、市民協働による持続可能な地域づくりの支援を行っていききたいと、このように考えております。

また、Good郡上プロジェクトについては、市民協働センター運営委員会の自主事業として実施されているもので、授業の中で地域課題を考え、解決手段を検討することで、子どもたちに自分の暮らすまちの現状や未来を考えるきっかけづくり、協働、地域づくりの必要性を知ってもらうためのプログラムとなっております。

令和8年度からは、教育委員会のシン・郡上学の中で「中学生地域ミライプロジェクト」として、企画の発案と実践の過程を経て、その成果を中学生ふれあい懇談会の場で発表していただくという形で継続をすることとしております。

以上でございます。

(10番議員挙手)

○議長（森藤文男） 本田教治議員。

○10番（本田教治） 御説明ありがとうございました。ただいまの郡上市民協働センターの運営委員会と市側ですけれども、担当部長からお話をいただきまして分かりました。ある程度の熟議といたしましょうか、協議は十分されてきたのかなというふうに、結果としてこうなってしまうと本当に残念ではありますけれども、後継としまして、また市内の一般社団法人に委託するという話も今出てまいりました。

私たちは、今まで市民協働センターのおかげで地域づくりを継続して、今に至っているという団体も市内では現在ありますし、またそういった地域づくり団体が継続していくように、また令和8年度からの活躍に期待したいというふうに思います。本当に残念ですけれども、仕方ないなというふうな感想でございます。

G o o d郡上プロジェクトにつきましても、シン・郡上学で取り入れていただくということでお話をいただきましたので、そこもまたこれから私たちは見て注視していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

では、続きまして集落支援員の制度について伺います。

ただいま議会は予算委員会を、予算をやっているわけでございますけれども、このたび今言いました集落支援員という言葉が多々出てまいります。一般質問をするまでもなく、説明は市のほうからもされておったわけでございますけれども、私特に伺いたいのは、この今、市民協働センターとの集落支援制度と、そういった関わりのところでございます。

先行的に、明宝・和良地域協議会に専門的に事務局を担う方を配置するというお話をいただきました。この2地区の理由と、そしてまた今後のほかの地域へも順次展開するというお話も聞いております。本市の取組計画を教えてくださいたいので、部長よろしく願いいたします。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

河合市長公室長。

○市長公室長（河合保隆） それでは、集落支援制度についてお答えをさせていただきたいと思いますが、総務省の少しというか、かなり古い通知の中に過疎地域等における集落対策の推進について、これは平成20年の8月の通知なんですけど、あるわけですけども、この中で集落の住民が集落の問題を自らの課題として捉え、市町村がこれに十分な目配りをした上で施策を実施していく方策として、

集落支援員この制度が定められているものでございます。

地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウを有する人材が、集落の巡回、状況配付、住民同士の話合いの促進、これらを通じ必要とされた具体的な取組や、その取組主体となる地域運営組織などのサポートを行っていく、こういった仕組みとなっております。

設置に際しては、国からの財政的支援として集落支援員を設置した地方自治体に対し、専任の場合は1人当たり500万円を上限に特別交付税措置が講じられるということとなっております。

市長公室といたしましては、この集落支援員制度を令和8年度より地域協議会、そして市民協働センターにおいて活用することとして、所要の経費を新年度予算に盛り込んでいるところでございます。

初めに、地域協議会では、現在の市の職員が事務局となっておりますが、将来的に地域運営組織として自立した活動を展開していくために、継続して専門的に事務局を担える人材の確保、これが課題となっております。このため、協議会事務局に集落支援員を配置し、集落点検による課題の把握、解決に向けた取組の企画、そして協議、加えまして組織運営のサポート、こうしたことを行っていくということとしております。

まずは、同種の事業を手がけ、実績のある明宝・和良の2地域で実施することとし、順次、各地域の地域協議会へ展開をしてみたいと考えております。また、市民協働センターでの活用については、来年度より市民協働センターの運営業務を委託する組織のスタッフ1名を集落支援員として委嘱をいたしまして、これまでに関わってきた市民団体とともに地域課題の把握や課題解決に向けた取組を進め、こうした運営をしていきたいと、このように考えているところでございます。

以上です。

(10番議員挙手)

○議長（森藤文男） 本田教治議員。

○10番（本田教治） ただいま公室長より御説明いただいたわけでございますけども、今、私が質問しました「ほかの地域へ順次展開するための計画」という御答弁がいただけなかったわけでございますけども、それはまだ令和8年度の計画として今、計画段階なので公表できないのか、あるいは具体的にまだ決まっていないのかという、いろいろ推測するわけでございますけども、ここではこの答弁しかいただけないのかなというところで、ちょっと残念な感じはいたしますけども、続きまして市長に統括として、先ほど来私が質問しております——部長、今の答弁よろしかったですか。ありがとうございます。議長、よろしくお願いいたします。

○議長（森藤文男） 河合市長公室長。

○市長公室長（河合保隆） 集落支援員を他の地域にもどのように展開していくかということですが、今ほど申し上げましたとおり、まずはこの明宝・和良の地域でやっていきたいという考えは

持っております。

その後、どういう形で何年度にどこへ展開していくかということについては、現時点ではその計画まではつくっていません。この2地域の実施の状況、また受入れ可能であるかどうかという各地域協議会の御判断、地域協議会としての受入れの準備、こういったことを見定めまして、次年度以降の状況の中でその次の展開を考えていくと、このような考えであります。

(10番議員挙手)

○議長（森藤文男） 本田教治議員。

○10番（本田教治） 室長、ありがとうございました。では、そのようにお願いしたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

市長に伺いたいのは、統括として先ほど来私が話しておりました市民協働センターの充実及び、そして今室長よりお話がありました集落支援員の配置、そして地域おこし協力隊、どれも地域づくり、地域創生に力を入れる団体、そういったものでございますけども、こういったものを本市の進めようとする市民協働センターがあつたり、支援員の配置があつたり、地域おこしの協力隊の委託するところであつたり、そういったところを、一体市としてはどのように将来を思っているのか、どのように市長は具体的な将来図を作っているのかをお聞きしたいので、よろしくお願いいたします。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

山川市長。

○市長（山川弘保） それでは、お答え申し上げます。

私の考える住民の自治、また市民協働センター、集落支援員、地域おこし協力隊など、今からお話しさせていただきます。

近年、市内では新たな地域団体、地域づくりの団体、たかすのす、SHIRO、みなみ風など、こういった団体が活動を始めるようになり、地域づくりに積極的に取り組み始めています。

また、以前から先ほどもお話がございました明宝には地域活動団体があり、和良にも地域おこし協議会など、こういった団体が活動している状況です。行政が各地域に設置している地域協議会も活発に活動しているところもあれば、残念ですが、形式的な会議のみとなっているところも見られます。

こういった中で、市民協働センターの設立から14年がたった今、これらの地域づくり団体の有機的な結びつきを推進し、真の住民自治をつくり上げるときが来たのではないかと感じています。これまでは多くの事業が行政主導で行われたこともあり、市民の皆様の多くは行政任せとなっていたのではないかと思います。

しかし、市民が自ら地域をつくっていきたいと思えるような場は、これまでに醸成されつつある

と感じています。

今後の市民協働は、こういった流れを積極的に推し進めることが必要であり、これまで市民協働センターが行ってきた行政と地域おこしの仲介をすることだけにとどまってはいただけないと考えています。

市内各地域では、自らの地域は自らでつくっていくという決意と、それを推進する組織を立ち上げていただく必要があります。行政任せでは、これらをこれから起こる急激な人口減少社会を乗り切れることは困難だと私は考えています。各地域において、自らが地域をつくっていく姿勢ができたとき、それを結びつける組織として市民協働センターが必要になると考えています。

今後の地域づくりは、これまでと大きく異なった形態に変化していかなければ乗り切っていくことができません。単発のイベント、そして単年度での市と市民をつなぐ事業だけでは、次の時代には生き残ることができません。継続して地域をつくり、支えるそういった団体でなければならないと考えています。

住民自治基本条例にあるように、市民と議会、行政はそれぞれの役割と責務を果たさなければなりません。市民は、「一人一人が市政やまちづくりに関心を持ち、自らの発言や行動に責任を持ちます」、また、「まちづくりの担い手として、まちづくりへの参画や地域活動への積極的な参加に努めます」、市長は、「市民の自主性及び自立性を尊重しながら、その活動を支援するよう努めます」とあるように、市民協働センターには、新たに集落支援員制度も活用しながら、持続的に市民自らの手による地域づくり活動を支援できるよう、行政として動いてまいりたいと考えています。

また、これまで郡上市は地域おこし協力隊制度を活用して、都市部等から人材を呼び込み、地域の活性化を考えてきました。この地域おこし協力隊の制度は継続しながら、新たに地域内の人材を集落支援員という形で移植し、持続的に地域活性化に取り組んでいただくことは、これからの住民自治を進める上で大切なことだと感じています。

今回、集落支援事業に関しては、先進自治体を視察し、参考にした上で、早速新年度から事業化したものです。将来的には、地域協議会の事務局機能を担う人材に集落支援員を充てながら、地域運営組織の形成を促進し、各地域で必要な機能、サービス等の維持をお願いしたいと考えています。

また、市民協働センターには、地域協議会をはじめ、市内の各団体の地域づくりの主体を有機的に結びつける組織となつてほしいと考えています。

私たちは、もう一度、住民自治基本条例の原則に戻り、地域は自分たちで、そして市はそれを応援し、議会もまた責務もございますので、そういった中で新しい郡上市づくりに取り組んでまいりたいと考えています。

以上です。

(10番議員挙手)

○議長（森藤文男） 本田教治議員。

○10番（本田教治） 御答弁ありがとうございました。市長がおっしゃるとおり、継続が必要だということ、地域づくりの、それは皆さん感じているところがありながら、今までだらだらときたという、だらだらといいたいでしょうか、そういった時代の流れの中で、特に先ほど来一般質問で出ておりますけども、人口減少問題であったり、そういったところを解決するための一番大事なことはせないといけないという、一体何かというところが、住民自治の、皆さんの住民の意識の改革でないかという、それを後押しする、あるいは受皿となるのが市民協働センターであったり、あるいは一助となるのが集落支援員の配置であったりとか、また地域おこし協力隊等は継続して行うということでございますので、どれもこれもこの郡上市を盛り上げるための地域住民の地域づくりの後押しをするという、市長のお考えを伺いましたので、私もそこは賛成しているところでございますので、今後よろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございます。

ちょっと時間の配分が悪くて、この先心配なところもありますけども、では大項目2の無痛分娩について質問させていただきます。

令和6年の9月の定例会の一般質問の折に、12番議員より、郡上市民病院において無痛分娩を行えないかという質問をされまして、市民病院局長のほうから麻酔科医の不足であったり、手術のことで対応ができておらず、今は行っていないという答弁をいただいた経緯がございます。

今回、私は無痛分娩費用の支援の制度を行っていただけないかというところでの質問でございますので、よろしくお願ひいたします。

では、まず最初に、本市における現在の妊娠・妊婦・出産への支給給付の状況をお聞きしたいので、よろしくお願ひいたします。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

田口健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口昌彦） それでは、お答えをさせていただきます。

妊娠・妊婦に対しての支給として、特定不妊治療費について上限10万円の支給を行っております。実績としましては、事業を開始した令和6年度はゼロ件でしたが、令和7年度においては2月10日現在で10件となっております。

妊婦健診の基本部分及び妊婦歯科検診の全額助成を実施しております。対象者は令和6年度128人、令和7年度1月分までで103人。実績としては、妊婦健診が令和6年度1,581件、令和7年度1月分までで1,110件。妊婦歯科検診は、令和6年度が72件、令和7年度1月分までで55件となっております。

妊婦インフルエンザ予防接種費用については、1人1,500円を令和6年度7人、令和7年度1月分までで15人に助成をしております。妊婦のための支援給付による経済的支援等、あわせて妊婦等

へ伴奏して相談支援を行うための取組である出産子育て応援交付金事業において、妊娠届出時5万円、出産時に5万円を支給し、令和6年度286回、令和7年度2月分までで221回という状況です。

出産に対しての支給としては、出産育児一時金として50万円を支給しています。また、産婦健診検査費用助成について、令和8年度から2回に拡大するとともに、妊産婦ヘルスケア事業にも取り組みます。その他、国民健康保険税及び国民年金保険料では、対象となる方には産前産後期間免除制度により、出産予定月の前1か月から後2か月までの計4か月分、多胎の場合は計6か月分の免除も実施しております。

(10番議員挙手)

○議長（森藤文男） 本田教治議員。

○10番（本田教治） ありがとうございます。かなり多くのそういった支給給付を行ってみえるということで、この折に関しては郡上市のホームページの「わわわ」を開いていただきながら、そこからも入っていけるようなPRの仕方もされているとみえますけども、これだけ手厚い支援を行っているところで、いかにこれからは、これからというか今までもそうですけれども、そういった出生率を上げて人口を増やすことが大事なんだ、あるいはそういった方々を大事にした考えということで、市としての動きも見えますので、本当にありがたいなというふうに思っております。どうも御説明ありがとうございました。

では、今こういった補助を、支給をしているという郡上市の体制のところで、プラスアルファとして無痛分娩費用の支援制度を行っていただけないかという質問に入っていきたいと思います。

郡上市の出生数を見ますと、2023年は172人という形でございます。そのときの死亡数は725人で、自然減という今の死亡数から出生を引いた数でございますけど、553人という具合で、また来年度の令和8年度の出生見込み数も約105人というふうに発表されております。世代が入れ替わるごとに、人口規模が大きく縮小していくことがこれで分かるわけでございますけども、先ほど来話をしております郡上市は今、かつて経験したことのないスピードで人口減少が進んでいるという状況にあるなということが言えると思います。

人口減少対策として移住促進など様々な施策を進められておりますけども、最も基本となるのはやっぱりこの郡上市のこの地域で子どもが生まれることだというふうに思います。出産時の負担を少しでも軽減して、2人目、3人目を後押しする環境を整えることは、郡上市の減少対策であったり、人口増加策としてとても重要な意味を持つのではないのでしょうか。

先ほど、田口健康福祉部長のほうから50万円の支援があるというのは、出産育児一時金のことかというふうに思っております。この50万円いただきましても、無痛分娩の費用は10万円から20万円ぐらいというのはかかるのではないかなというところで、そういった現状でございます。

参考に東京都のアンケートを調べたわけでございますけども、無痛分娩を希望する産婦の割合は

6割を超えております。また、次の出産では、また無痛分娩を希望する方も6割を超えているということで、無痛分娩のニーズは本当に高まっているなというふうなことであります。

海外においてはフィンランドの89%、フランスは約82%、アメリカで73%という形で、日本は2023年では11.6%とかなりまだ依然として少ない少数派でございます。無痛分娩のメリットとしては、先ほどもちょっと話はしましたけども、お産の痛みが軽くなることで、妊婦さんの身体的ストレスと精神的ストレスの緩和が期待できます。

妊婦さんは、第1子出産時の痛みの軽減により、2人目、3人目の出産の抵抗感が少なくなります。また、体力の消耗やストレスが軽減されることで、産後の早期回復が可能であります。また、硬膜外麻酔での無痛分娩中に帝王切開をせないかんということが発生しましても、新たにカテーテルを挿入する必要がないので、スムーズに切替えができるといったメリットがございます。

また、先ほどは国のことでございましたけども、日本の中の支援例はどうだというふうに調べてみますと、東京都で10万円、愛知県のみよし市でも10万円というところで、10万円補助というところがあります。かなりの割合を占めております。岡山県であったり、千葉県、群馬県、茨城県というふうに補助をしてみえます。

岡山県の備前市においては20万円を補助しております。先ほど出ました愛知県のみよし市は、東海3県ではこの愛知県みよし市のみでございます。本市において、例えば無痛分娩費用の補助を10万円するとしまして、仮に年間20件の利用があったとして、市の負担は200万円というふうに試算されます。

人口減少が進む郡上市において、出生数を少しでも増やす施策は、単なる医療支援ではなく、将来の地域を支える人口増加策への投資ではないでしょうか。麻酔科医の24時間体制や手術対応ができていないことから、無痛分娩の実施が郡上では難しいことであれば、近隣の医療機関での無痛分娩の受けた費用の一部を支援するなど、妊婦さんの選択肢として自然分娩を選ぶのか、無痛分娩を選ぶのか、そういった選択肢を広げていただくという支援制度でございます。それについて検討するお考えはないのか、市の見解をお聞かせください。よろしくお願いいたします。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

山川市長。

○市長（山川弘保） 無痛分娩についてお答えします。

近年、少子化対策として注目はされているところだと思います。確かに女性にとっては、出産は生命を懸けた大事業です。そのため、出産時の体力的な負担も少しでも減らしてあげることが義務だと思っています。しかも、出産時の体力的な負担を減らすことで、産後の体力温存にもつながるということで推進していきたいというお考えは、よく納得できることです。

しかしながら、この手法について幾つかの欠点もございます。ちょうど同級生が岐阜市内で産婦

人科をしておりますので話を聞いてみました。一つには、議員おっしゃいますように、麻酔が硬膜外という麻酔をとりますので、なかなかおなかの大きな方に対しての手技が難しいということで、産婦人科はお産のほうに手を取られますので、麻酔管理をするということが難しいでございます。そのため、専門の麻酔科が必要であるということ。これが多分、以前聞かれた郡上市でできないことの一つだと思います。

また、産科的な不利益についても述べたいと思います。無痛分娩は、陣痛開始後に痛みが感じにくいということがあるために、いきみ感が出にくいということがあるそうです。そのために微弱な陣痛となり、その結果、陣痛の誘発剤、これを使用することが多くなるそうです。その結果として、回旋異常、子宮の中で頭を回しながら産道へ出てくるその動き、それが異常になることが多く、帝王切開率が高くなるということが言われています。

また、最後に強くいきんでといったときにいきむことができないために、吸引分娩、鉗子分娩といった頭の頭血腫というような、頭が変形して出てくるようなお子さんもたくさんあるということで、御家族の心配の種になるということも多々あると言われています。

岐阜の市内でも公立病院ではほとんど行っていないこと、私立病院では幾つかは行われているというようなことも聞いておりますが、こういったことから郡上市内ではできないというようなことだと思います。

今おっしゃいました追加費用につきましてです。この人口減少に無痛分娩が資するものであるかどうか、それがいいということもあれば悪いということ、悪いことは資していないということもあると思います。もし仮にこれが本当に人口減少を食い止める一つの策であるならば、日本国政府は当然これを採用していると思います。そういった中で郡上市が単独で増やすということに関して、将来の人口減少対策に結びつくかどうかは、いま一度しっかりと検証しないといけないと思っています。

また、お産が郡上市民病院で減ることによって、今危機と言われている市民病院の経営についても大変な状態がまたさらに重くなってくると考えています。こういった点から、本当に人口減少にこの無痛分娩は資するものであるかどうかということは、しっかりと今後研究をした上で、これからの無痛分娩について、よいということは分かっておりますので、考えていかなければならないと思っています。

以上です。

(10番議員挙手)

○議長（森藤文男） 本田教治議員。

○10番（本田教治） ありがとうございます。今、市長のほうからは、デメリットがやたら大きくPRされたような気がして、私のほうは先ほど言いましたメリットのほうを言ったわけでござい

ますけれども、そういったバランスも大事でございます。

人口減少あるいは人口増加に今言ったメリットがあるのか、本当にそうなのかというところにつきましても、国のほうで取り組んでいることは、動きがあることは私は間違いないというふうに思っております。今後国のほうで、もしかしたらそういった補助が出てくる可能性も十分あります。

先ほど私が言ったのは、メリット・デメリット、両方ももちろん公表しながら、妊婦さんの選択肢を広げてあげるといふ、そういった体制を郡上市もやっているということでございますので、ただ単に、果たしてこれが本当に人口増加に結ぶのか、いやゼロではないというふうに私は思っており、今回の一般質問をしましたので、またそこについては今後もぜひ1人でも多く産みたいというお母さん方の意見を尊重しながら、また市のほうへ訴える場面がありましたら、そのようにしていきたいと思えます。

そういったことで、先ほど言われました結果は分かりませんが、とにかく私はこれが1人でも多く、また2人目、3人を産むきっかけになるのではないかとこのように思っており、今回一般質問をしたわけでございますので、また引き続きいいでしょうか、今後市においてはぜひ考えていただきたいというふうに思えます。妊婦さんが郡上市を離れ、よそのところで出産されるようなことであつたりとか、そういったことでの市民病院の経営にちょっと具合が悪いようになるようなことも分かりながらの一般質問でございました。また、今後もよろしくお願ひしたいと思えます。どうもありがとうございました。

では、これにて私の一般質問を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（森藤文男） 以上で、本田教治議員の質問を終了いたします。

それでは、ここで昼食のため暫時休憩をいたします。再開は午後1時を予定しております。よろしくお願ひします。

(午前11時55分)

○議長（森藤文男） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午後 1時00分)

◇ 有 井 弥 生 議 員

○議長（森藤文男） 3番 有井弥生議員の質問を許可いたします。

3番 有井弥生議員。

○3番（有井弥生） 3番、有井でございます。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

私、以前、一般質問でリスクリングですとか、リカレント、そういった学び直しについて質問を

させていただきました。自分の話で大変恐縮なんですけれども、何年か前から人生100年時代、そういう言葉をよく聞くようになりました。

私も50歳を機に、もう一度勉強しようと思いました。それ以前も資格を取ったりとか、セミナーに参加したり、そういったことはしてたんですけれども、その後の人生に役に立つというか、世界を広げようと思って、思い立って通信制の大学院に入りました。

その頃、フルで仕事をしていましたので、大変時間のやりくり、大変だったんですけれども、本当、大人になってからの学び、すごく充実してまして、若い頃、学生時代同じように送ってたんですけれども、本当にもっと知りたいな、もっと知識を深めたい、そして役に立ちたい、そんなような思いで勉強しました。

なぜこの話をするかと言いますと、卒業するのには終始論文を作らなきゃいけなかったんですが、そのときのテーマが本日の白山古道、美濃禅定道に関する内容だったからです。ですので、この事業の話を初めて聞いたときは、大変うれしいなというふうに感じました。

それでは、白山古道の整備と広域観光戦略について、まずは小項目1の白山古道整備の目的と活用等について始めさせていただきます。

今回の白山古道の整備については、新聞報道がありました後、本当に地域の方にいろいろ聞いてみました。該当する地域ということもありますが、皆さん、ええことやとか、地域の大事な資源に目を向けてもらってありがたいな、そんな声が大半、好意的な意見ばかりでした。

その中で皆さんよくおっしゃっていたのが、中学生が石を持って登ったな、そういうお話を本当に皆さんされました。

確認しましたところ、今から33年前の平成5年に、白鳥中学校統合30周年記念事業としまして、歴史街道整備活動が行われました。こちらがそのときのポスターになります。

そのときは、生徒、教職員、保護者、約800名の方が、前谷の床並の社から檜峠まで約2.5キロを事前準備された上で、おのおの石を持って登って整備されたそうです。

そのときの新聞や記録を見ますと、数十年前からほとんど人も通らず、荒廃したままになっている。生徒らの思い出づくりや、ふるさとの文化遺産を大切にすることの意識を高めてもらおう、そういった目的でこの記念事業を実施したと書いてありました。

ただ、以来10年間は3年生のみで草刈り等整備されてきたようですが、郡上市が合併する前にはこの活動は途絶えてしまったということです。

私も実際にそのルートを歩いてみました。

資料をお願いします。

実は今ではなくて、3年前に登ったものです。一部荒れている場所もありましたが、なんとか通れました。床並の社のところから途中、アラクラ滝を過ぎまして、地藏様のところで持ってきたお

にぎりを食べまして、檜峠まで登ったと。この写真を撮りながら、本当に気持ちいいなということで歩くことができました。

ここにも載せておりますが、ところどころこの白鳥中学校名の標柱、これ幾つか残っておりまして、中にはもう倒れているものもありました。

また、写真には載っていませんけれども、中学生が積んだ跡、そういった石の跡もありました。

次の資料をお願いします。

これも10年近く前のことなんですけれども、白鳥地域協議会、こちらの活動としまして、新日本歩く道紀行100選認定歴史の道として、ウォーキングマップを作成しました。こちらの白山登拝路、長滝から阿弥陀ヶ滝、そして美濃禅定道で石徹白への2つです。

現物がこちらになります。

このマップですね、ワクワクウォーキングコース作り部会として持ち運べるようにポケットに入れて、広げると地図も載っていて、各所のスポットも載っています。

これ、全て二次元バーコードがついていまして、これを見ると中には説明付きの動画もあります。非常に分かりやすいなと、よくできているなというマップになります。

私も当時地域協議会の委員でしたので、このマップを持ちながら、移住された方ですとか、これから移住を考えている方、30名ぐらいで一緒にこの道を歩きました。

そのとき、ウォーキング部会の会長だった16番議員の方も一緒に登らせていただきました。9年前の2017年です。

このときは移住者の御家族で参加された方も多かったですし、皆さんで本当にいろんな話をしながら、交流しながら登ることができました。そのときもガイドの方から、伝承されている歴史とか、草木の説明も受けて、すごく印象的な行事でした。

そして、次の資料をお願いします。

KUKURUWOMEGURUといって、御存じの方も多いかと思います。白山信仰と、郡上北部の自然、歴史文化をめぐる旅の情報サイトです。この中にも、「白山美濃禅定道、4大シンボルをめぐる」と詳細にこのエリアの紹介がしてあります。

このようにこれまで取り組んできたこと、そういったことが今回の白山古道の復元整備を進めていただければ、全て活用することもできますし、教育や観光、交流、そういった場面にもつながっていくと思います。

ここで最初に伝えました、私の修士論文です。テーマは、「郡上白山文化における御師の役割、また現代の観光とのつながり」そういったテーマで研究しました。

御師という言葉は御存じでしょうか。

白山参拝者の世話をする信仰ガイド、つまりですね、白山巡礼を案内して、宿とか祈祷、そうい

ったものまで手配したツアーコンダクター、そんな感じです。

資料を御覧ください。

この内容は本当に令和3年6月かな、3年前に論文のプレゼン資料として作成したものです。ここでは、熊野古道ウォークをはじめ巡礼ツーリズムが人気であり、白山信仰も環境が整えば、インバウンド等ニーズがあるのではないかと、そんな発表をさせていただきました。巡礼は世界各地に存在する旅の形式であり、精神文化と観光を両立させ、発展しております。

そこでお伺いします。昨日、商工観光部長よりトレッキングのお話もありました。本市として、この白山古道整備をどのような目的で位置づけ、文化継承のみならず、交流人口の拡大や地域経済への波及、さらには学校教育やふるさと学習の教材としての活用も視野に入れながら、将来的に観光振興や巡礼ツーリズム、そういった展開へどのように生かしていくお考えか、市長の御所見をお伺いいたします。

○議長（森藤文男） 有井弥生議員の質問に答弁を求めます。

山川市長。

○市長（山川弘保） それでは御答弁いたします。

白鳥町の長滝地区では、白山信仰における美濃禅定道の起点として古くから栄えており、長滝神社には白山信仰に関わる宝物が多く残っています。神社の宮司である若宮家の母屋、また、同神社の長滝の延年に加え、白鳥の拝殿踊りが国の重要無形民俗文化財ということで指定をされています。

この長滝から始まる白山への登拝道である美濃禅定道は、いにしえの時代に多くの参見者でにぎわいました。長滝から檜峠、石徹白を經由して白山中居神社、そして樹齢1800年の石徹白大杉に至るルート、全長約23.8キロメートルは、郡上市が世界に誇る山岳信仰の古道といえると思います。

こういった巡礼の道をたどる旅行者は多く、信仰の場として歴史的に歩かれた道としては、世界にあるスペインのサンティアゴ・デ・コンポステーラへ至るカミーノ・デ・サンティアゴ、また日本では熊野古道やお遍路さん、県内では中津川市の馬籠に代表される中山道、お隣の下呂は鎌倉街道、そして郡上市の白山古道と、この3つがございます。

この3市は将来、高規格道路により濃飛横断道として、中津川へ参りますリニア中央新幹線岐阜駅に直結することになり、これから海外からのアクセスも良く、誘客に大変期待が持てるところであります。

美濃禅定道は登拝文化を開花させた信仰の道でもあります。登山、スポーツを通じた取組と融合させた活動へも結びつけることができ、人生を豊かにする活動の促進につながっていくと考えております。

折しも、岐阜県は、令和8年度からアウトドア資源を活用した誘客プロモーションとしてアウトドア事業者と連携した取組を展開することとされており、当市の豊富なアウトドア資源の一つにも

つながっていくものと考えております。そういった意味で、白山古道を整備していくことは大変重要であります。

今回の整備では、地元区民の住民の皆さんにも主体的に参加していただきたいと考えております。そういったことで、住民自治による地域づくりが具現化してまいります。

また、長滝地区には空き家がたくさんございます。多くの観光客が白山古道を歩いてくださる、その際の宿坊として姿を変える可能性もあると考えています。若宮家の主屋の修復事業とともに、長滝地区の変容、石徹白と結ぶ白山古道を整備し、ここで住民自治の夢を花咲かせたいと考えております。

また、地元の子どもたちにも、ふるさと教育としてこの古道の整備に参画してもらいたいと考えています。こういった石畳の造成に力を貸していただき、これにより郡上市の歴史に興味を持ってもらい、この古道が完成した暁にはその事業に参画したという、シビックプライドの醸成にもつながっていくものと考えております。

令和8年度の予算では、白山古道の現地調査、長滝、前谷、石徹白の歴史に精通した方々と会議を開催することにより、聞き取りからまず始めることとさせていただいております。そういった中で、情報をもとに現地の調査、また、古道のルートに関しての関連する文化遺産等を地図上に整理、可視化して、そしてその後の本格的な整備へとつなげることを考えております。

以上です。

(3番議員挙手)

○議長(森藤文男) 有井弥生議員。

○3番(有井弥生) 市長、御答弁ありがとうございます。思っていた以上にいいお話が聞けて、本当に良かったなというふうに思っています。

あと、令和8年度のアウトドア事業者、そういった事業もありますし、すごく期待が持てるなというふうに今思っているところです。本当に住民自治に関しては、本当に主体的に取り組むような土壌も含め進めていきたいなと思っています。

白山古道は歴史、信仰、巡礼文化が重なった、ただの道ではなくて、本当に物語、物語資源でありますし、本当にお話にもありましたが、道を歩くことで地域の物語を体験できる、本当に新しい文化観光の核になると思います。

続いて、次の質問に移ります。

白山三馬場連携と広域観光戦略についてお伺いします。

昨日の6番議員の御質問でも、広域観光戦略については取り上げられておりました。

白山は本当に古くから山岳信仰の中心として人々の信仰を集めてきました。その白山信仰を支えてきたのが、加賀、越前、美濃の3つの拠点、いわゆる白山三馬場でございます。石川県の白山比

咩神社を中心とする加賀馬場、福井県の平泉寺白山神社を中心とする越前馬場、そして郡上市の長滝白山神社を中心とする美濃馬場でございます。

この3つの馬場から白山へ向かう巡礼の道がそれぞれ存在しまして、美濃側から白山へ登る道が、長滝から石徹白へ続く美濃禅定道、これがいわゆる白山古道と言われています。

先ほど市長の話にもありましたが、かつて多くの巡礼者はこの道を歩きまして、御師も宿泊や祈祷の世話を担いながら白山信仰を支えてまいりました。

三馬場はそれぞれの地域から白山へ向かう入口として栄え、広い地域を結ぶ信仰と交流のネットワークというのを形成したといえます。

2017年には、白山開山1,300年、記憶に新しいというか、覚えていらっしゃる方も多いと思いますが、こういった記念事業も行われました。こうした歴史的なつながりを今後どのように生かしていくか、本当に重要だと思います。

先ほど市長の話にもありましたが、近年、交通環境が大きく変わってきています。

中部縦環自動車道は福井方面から白山地域へのアクセスを大きく向上させる道路でありますし、将来的には広域的な観光動線の形成にも寄与すると期待されています。

さらに、リニア中央新幹線の開業を見据えれば、中津川を起点として、下呂方面、濃飛横断自動車道の整備構想、そして太平洋側からの飛騨・白山地域へのアクセスが大きく変わる可能性があります。

こういった交通網の発展を踏まえると、郡上を起点とした白山古道の巡礼ルートを広域観光として発信していくことは、今後の地域振興におきましても大きな可能性を持つのではないかと考えます。

資料を御覧ください。

これは、数人の方からいろいろ意見をお聞きしまして、案といいますか、本当に皆さんの意見を少し入れたほんの一例でございます。先ほど市長のお話にも熊野古道ですとかお遍路、サンティアゴ、そういったお話もありましたが、例えば三馬場をつなぐ白山巡礼の旅、そういった発信ですとか、長良川流域の歴史文化資源と連動させた広域的な観光ルートの形成、御師制度、本当に様々な展開が考えられると思います。

特に2032年、6年後、美濃禅定道が開かれて1,200年、そういった大きな節目を迎えていきます。この節目は、単なる歴史の通過点ではなく、白山信仰やこういった文化を次の時代へつないでいく大きなチャンスでもあるのではないのでしょうか。

こうした視点から、三馬場を軸とした広域連携や巡礼文化の発信、本市としてどのような方向性を描いておられるのか、市長の御見解をお伺いします。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

山川市長。

○市長（山川弘保）　今回着手します白山古道の整備は、白鳥振興策の一環としての事業位置づけで考えております。それと同時に、白鳥市街の活性化、道の駅清流の里しろとりの在り方なども検討していかなければなりません。

中部縦貫道の九頭竜インターから、油坂の間が2年半後の令和11年の春に開通予定で、東海北陸自動車道と接続するので、取りこぼしのないように進めたいと考えております。

石川県、福井県など、近隣の県と連携は重要だと考えておりますけれども、一方では白山自体が登山が目的といったことが中心となっておりますので、白山を中核にした取組につきましては、登山客ということになり、やや後ろ向きな考えです。

現在、石川県や福井県との連携では、環白山広域観光推進協議会に参画しておりますけれども、この協議会は事業内容が乏しく、令和7年度で事業終了となります。

このほか、越前美濃街道広域観光交流推進協議会、ここにおきましても福井県側の自治体と連携した取組がありますが、この協議会自体は、中部縦貫自動車道の整備開通を見据えた上での沿線地域の自治体の連携ということであり、その中での観光誘客、交流というもので、白山に直接関係するものではございません。

また、先ほど申しました白山への登山者の数につきましては、環境省が令和5年調査を行っておりまして、石川県白山市の別当出合にビジターセンターがございまして、上り約3万人弱、下り3万人強となっており、ここは一番多い人数が登録されています。

白山に登る三馬場別で見ますと、加賀禅定道が上り500人、下り600人、福井県側は上り2,600人、下り2,800人、郡上市のほうでは大杉の先にありますカウンターで換算しますと、上り900人、下りは1,000人程度となっており、決して多いものではございません。御提案の白山を中心とした三馬場を軸にした連携につきましては、福井県、石川県などと郡上市の間で、観光関係による行政間の連携は、令和7年度で活動が止まる事業もあり、希薄なものと認識しています。

なお、民間ベースの活動では、環白山保護利用管理協会がございしますが、これには市も加盟しておりますが、白山の環境保護並びに登山を安全に行うための活動を行う団体でありまして、白山につながる県、市、村が特別会員となっています。

このほか、かつて白鳥観光協会が、加賀禅定道の入口にあります白山比咩神社を中心にした誘客取組といった記録がある程度であります。山頂を介することで、距離は大変近いのですが、登山という形でしかアプローチできない点で、観光客の絶対数が限られてしまいます。

また、登山口周辺地域を周遊してもらうにも、この白山という大きな山を迂回しないといけないために、移動距離が大変大きなハードルとなっておりますことから、現実的に、三馬場を軸にした連携については、今のところ研究を要するものだと考えております。

次に、長良川流域における提案につきましては、議員御提案いただきましたこの結びつきは、誘客があるのだと考えています。郡上市北部地域を源流として流れる長良川は、いにしえの時代から川上から川下へと物流のみならず、文化が伝えられた大きなキーコンテンツでもあります。

例えば、美濃市の洲原神社、長滝白山神社の先の宮として位置づけられ、白山信仰と大きく関わっていますし、岐阜市の長良川沿いには材木町や湊町があり、郡上からは木材、美濃からは和紙が運ばれておりました。

このように川は、いにしえより単なる水の流れではなく、物と人とことを運ぶ重要な動脈であって、特に江戸時代を中心に長良川は、舟運、いわゆる船で運ぶその道として物流と地域文化の形成に大きな役割を果たしておりました。

そうした長良川を中心においた魅力の磨き上げや、誘客に向けた発信を行う行政からの取組として、長良川流域観光推進協議会、これには岐阜県、岐阜市、関市、美濃市、郡上市がございまして、今後はこの協議会を活用しながら、御提案の内容も織り混ぜた取組ができないか模索をしてまいりたいと思っております。

以上です。

(3 番議員挙手)

○議長（森藤文男） 有井弥生議員。

○3 番（有井弥生） 御答弁ありがとうございます。白山は登山というアプローチからすると難しいと、長良川流域については進めていきたいというお話だったかと思えますけれども、また三馬場については研究を重ねていただいて、可能な限り連携いただけるといいなというふうに思っています。本当に、この白山古道については地域として大変期待している事業でございます。

11 番議員の方からの御答弁にもありましたけれども、円空の話ですとか、新宮神社から星宮、そういった道の話も出ました。こちらの郡上街道の一部ですけれども、本当に郡上市、いろんな歴史街道、物語資源、大変たくさんございますので、活用いただけると本当に好循環を生むと思います。

もちろんインバウンドに対応したガイドですとか、周辺環境の整備等に取り組むべきことはたくさんあると思います。地域でもできることから取り組んでいきたい、そう思っております。ありがとうございます。

では次に、郡上市ふるさとワーキングホリデー制度についてお聞きします。

資料をお願いします。

令和 8 年度から開始予定の郡上市ふるさとワーキングホリデー事業は、繁忙期の人手不足の緩和に資するものだけではなく、都市部の方々に郡上の暮らしや文化を体感していただく貴重な機会になるものと期待しております。

既に岐阜県では、関市、下呂市、白川町、いろいろ特性を活かして取り組んでおられます。郡上

市には、郡上おどりや白鳥おどりといった伝統文化、スキー場を中心とした観光、さらには農業や林業、長良川などの川文化、四季を通じて特色ある地域資源がございます。

こうした地域の魅力を生かしながら、単に働く体験にとどまらず、地域の方々と交流し、郡上らしさを感じていただく制度へと発展させていくことが重要ではないかと考えます。

本制度を通じて、郡上の暮らしを体験した方が再び訪れてくださるような関係を築くことができれば、将来的には関係人口の創出にもつながる可能性がございます。

そこで本市として、この事業をどのように設計し、郡上の特性を生かした制度として発展させていくお考えでしょうか。

そこで、少し提案的な視点も含めて申し上げたいと思います。

資料を御覧ください。

こちらでも数人の方からお聞きしたことをポイント的にまとめたものです。

先ほども申したとおり、単なる労働体験ではなく、郡上の暮らし文化を体験していただく仕組みにできるのではないかと考えています。

特に長良川の川文化、農家の皆さんが営む里山農業、林業の業や山の暮らし、そして郡上ならではの食文化、地域の中には多くの知恵や技を持った達人といわれるような方が多くいらっしゃいます。

こうした方々から、踊りもそうですし、農業、食文化、そういったものも学びながら、地域の行事や交流にも参加するような仕組みを取り入れることで、郡上の暮らしそのものを体験できるワーキングホリデーになるのではないかと思います。

働くことに加えて学ぶ、交流する、こういった要素を加えることで、郡上を第二のふるさと、そのように感じてくださる可能性も広がります。さらには、関係人口の創出、二拠点的な関係、移住へつながっていくということが期待できると思います。

本当に郡上には多様な地域資源がございます。これらを組み合わせながら、郡上ならではの魅力を感じてもらえるワーキングホリデーとして発展させていくことが重要ではないでしょうか。

そのような視点も踏まえ、本事業を今後どのように発展させていくお考えなのか、改めて伺いたいと思います。お願いします。

○議長（森藤文男） 粥川商工観光部長。

○商工観光部長（粥川 徹） 有井議員からのふるさとワーキングホリデー制度の概案等について質問に答弁させていただきます。

令和8年度の新規事業として予算計上させていただきました、郡上市ふるさとワーキングホリデー事業につきましては、今年度、夏季に本市にて開催されました岐阜大学のサマースクールにおいて学生の方々から提案いただきまして、これを事業化するものとなります。

本事業については、総務省のふるさとワーキングホリデー事業を活用することで、特別交付税の対象として財源の確保を行う予定としております。

現時点としての制度概要とはなりますが、3名を1組、14日程度での実施を1サイクルとして、夏季及び冬季にそれぞれ2サイクル、合計12名の方々に参加いただく形での実施を想定しております。これに合わせた形で受け入れていただける企業の募集を行っていきたいと考えております。

1サイクルの事業内容につきましては、郡上市産業支援センター内に設置しております市内の関係団体、金融機関の方々に参画いただいております企画委員会において検討しております。

本委員会において、郡上の魅力がたくさん詰まった郡上市らしいワーキングホリデーとなるよう協議いただいております。

この結果をもとに、事業全体のコーディネートを郡上市産業支援センターが担い、事業実施については、郡上ふるさと定住機構が委託事業者として行っていく体制をと考えております。

受入企業の選定にあたりましては、郡上市らしさを感じられる農業、アウトドア事業、観光サービス業、シルクスクリーンや食品サンプルなどの業種がいかにかといったような協議の場で提案されております。

このため、こうした事業を営まれている事業者様にも御賛同いただきながら、受入れ先を募集・依頼をしていきたいと考えております。

今後、事業内容の詳細は詰めていく形となりますので、現状としましては、これらが事業内容としてお示しできるものとなりますので、御理解いただきたいと思います。

議員がおっしゃられる学ぶ、交流するといった要素についてもしっかりと取り入れながら、参加された方が郡上市ファンとなっていだけるよう進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

以上となります。

(3番議員挙手)

○議長(森藤文男) 有井弥生議員。

○3番(有井弥生) 御答弁ありがとうございます。大変よく分かりました。産業支援センターの企画委員会にて、内容については、また今後検討いただけるということかと思います。

次の質問に移らせていただきます。

今度は、移住・定住関係人口戦略との連動について、最後の質問に移ります。

ふるさとワーキングホリデーは、単に一定期間働く体験、2週間から1か月ということでしたけれども、その地域との継続的な関わりを生み出す可能性を持つ事業であると考えます。

例えば、参加された方が、いろんな暮らしや文化を体験し、再び訪れてくださるような、そういった関係性が生まれれば、関係人口の拡大につながります。

また、近年では、都市に住みながら、特定の地域と継続的に関わる二拠点的な関係ですとか、ふるさと住民登録制度、こういった制度もありますし、いろんな考え方が広がっております。

ワーキングホリデーで、郡上を訪れた方が、その後も関わっていただける仕組みとしまして、こうした制度とも連携させていくというのは可能性ではないかと思います。

さらには、郡上を第二のふるさとと感じてくださる方が増えれば、ふるさと納税による応援ですとか、SNSを通じたシティプロモーションの広がりにもつながる可能性があります。

このように、ワーキングホリデーを入口としまして、再訪や継続的な関わり、さらには二拠点的な関係、移住・定住、そういった段階的につなげていく仕組みを意識することで、関係人口の政策として効果も高まるのではないのでしょうか。

そこでお伺いします。本事業を労働力確保の取組にとどめるのではなく、関係人口政策やふるさと納税、シティプロモーション、さらにはふるさと住民登録制度などと、どのように連動させていくお考えなのか、担当部長の御見解をお伺いいたします。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。河合市長公室長。

○市長公室長（河合保隆） ふるさとワーキングホリデー、これはリゾートバイトとは異なりまして、観光では味わえない地域住民との交流や学び、地域での暮らし、体験も一体的にコーディネートすることで、参加者の移住や地域貢献に対する思いと、受け入れる地域の地域活性化や定住人口増加の思いを結ぶ制度となっていると考えております。

昨年の夏以降、総務省が開催する制度や事例を紹介する合同の説明会に、産業支援センター、商工課、郡上ふるさと定住機構、そして政策推進課の4者で参加をいたしまして、制度の内容や郡上で行うイメージについて理解を深めてまいりました。

国の説明において、ワーキングホリデーへの参加者の満足度は90%以上と非常に高く、ほぼ全ての参加者に継続的な訪問意思があるほか、滞在後に地域おこし協力隊や移住先として選ばれる事例も多くございまして、関係人口の創出、移住・定住の促進、いずれにも効果があると実証されているところでございます。

効果を高めるためには、参加者の滞在に際して、仕事以外に郡上の資源や暮らしの魅力を实感いただけるような地域の人々との交流や対応の体験、情報の提供、こうしたことがポイントになるかと思っています。

例えば、自然豊かな地域での暮らしという魅力に加えまして、今後、高い確率で予想されている南海トラフ地震などにも関連づけて、郡上という安心できる地域とのつながりを作っていただくことのメリット、こうしたことを示すことも、二地域居住や移住を検討する可能性を高める要素ではないかと考えております。

参加された方たちを訪問のリピーターに留まらず、今後始まるふるさと住民制度へ登録していた

だいて、確実に関係人口として取り組んでいく中で、二地域居住や移住を検討されるケースに発展した際は、的確な支援を行い、地域の活性化や人口増加につなげるよう運営していく必要があると、このように思っています。

市としましては、予測を大幅に上回る人口減少の進行を緩和できない状況の中、これを抑制する手法の一つとして、議員の御指摘にございましたように働き手確保以上の相乗効果を得られるように、関連機関で連携してこの事業を推進していきたいと、このように考えております。よろしくお願いします。

(3番議員挙手)

○議長(森藤文男) 有井弥生議員。

○3番(有井弥生) ありがとうございます。郡上市は、このワーキングホリデーでは、きっと全国でも人気の都市になるんじゃないかなと個人的には期待しています。

また、関係機関の皆様ですとか、いろいろ協議いただいて、よりよい内容にしていいただければと思います。

今回質問しましたこの2つの事業は、郡上市にとって大変未来が明るくなるというか、前向きで夢のある事業じゃないかなというふうに考えております。本当に市長をはじめ、職員の皆様方がいろいろアイデアを出してくださって、先進自治体とか視察に行かれて、本当に研究も進めてくださって、御提案をしてくださっています。

特に令和8年度の予算編成におきましては、そういった姿勢というのがいろいろな事業に見られると思いますし、今後さらにブラッシュアップしていただけるものだと期待しております。本当に郡上には宝といいますか、森林や資源、歴史文化、そうした地域資源がたくさんありますので、こうしたものを生かしていただくということが未来を明るくしていくんじゃないかなと思っております。

最後に御師ですけれども、御師は冬期、雪深いですね。冬期は美濃、尾張、三河地方、遠くは関西、岡山とか江戸にも行かれていたようですが、熱心に布教活動に行きまして、信仰を広めたそうです。

檀那場といいますけれども、その檀那場に行く際にはお札や薬草、地図、そういったものを持って回り、大体一巡すると本当に多くの寄進もありまして、これは地域の本当に得がたい財源になったといわれております。

こうした先人の方たちの御尽力の歴史が形を変えて、令和によみがえり、新たな物語になるとうれしく思います。

以上で私からの質問は終了いたします。ありがとうございました。

○議長(森藤文男) 以上で、有井弥生議員の質問を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。再開は13時50分を予定しております。よろしくお願いします。

(午後 1時39分)

○議長（森藤文男） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午後 1時50分)

◇ 池 戸 郁 夫 議 員

○議長（森藤文男） 8番 池戸郁夫議員の質問を許可いたします。

8番 池戸郁夫議員。

○8番（池戸郁夫） それでは、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

本日は大項目2つで、1つ目が公共交通について、2つ目が公式LINEの活用についてでございます。

それでは、大項目1、公共交通について、小項目1として、長良川鉄道についてお伺いいたします。本日午前中の2番議員と重なる部分があるかもしれませんが、それだけ多く受け止めておりますので、よろしくお願いいたします。

ちょうど1年前、第三セクターの長良川鉄道については、社長から一部区間の廃線で利用客の少ない郡上市で整理するのが現実的として、郡上市の中で議論してほしいと、請願がありました。

市長は首長としての責任で、一期目の任期内に方向性を示すと、当時方針を述べてみえます。1986年開業以来、経営赤字が続き、毎年増え続けております。過去には、議員による各委員会などで、検討や提案、これから一般質問も、令和3年から昨年まで見ますと、5回も質問をされています。

少し古い統計でございますけれども、令和5年に施設整備、修繕に係る公的負担額は、国・県の補助金を除き、全体で3億1,800万円、そのうち郡上市の負担が約1億6,500万円、経営安定に係る公的負担額は、全体の1億4,500万円のうち約7,500万円となっており、2億4,000万円以上の郡上市の負担を行っており、現在まで年々負担額が増えております。今後も少子高齢化等を見るに、施設整備費等の負担額は、想像以上に大きくなると予想されます。

そんな中、去年は平日と休日の実態調査が行われており、その結果を見てみますと、平日の利用目的は多い順に通学、通勤、観光であり、休日は遊び、観光や仕事でありました。

平日の乗降客数は、美濃加茂から美濃市間が多く、乗降客が多い駅は、美濃太田、富加、関口、関、梅山、郡上八幡、また少ない駅は、八坂、みなみ子宝温泉、自然園前、万場、白山長滝で、いずれも郡上市でした。

また、休日の乗降客数は、美濃太田から美濃市間が5割以上を占めており、観光客では美濃太田から郡上八幡が利用が多いということでもあります。

また、高校生に対する調査も行われ、郡上地域の生徒は、他地域と比べてバス通学が多く、長良川鉄道が通学手段ではないことがわかってきました。ただ、美濃市などへの市域をまたぐ通学の利用があることも、これも分かりました。

人口減少の郡上市民だけでの乗降客の増加は望めなく、沿線から離れた居住地が多く乗用車に頼ることが多いと思いますが、先の首長会では、調査結果を踏まえた上で、経営改善策を行いながら、当面は全線存続する方向性となったのはなぜでしょうか。

また、活性化に向けた改善策の具体的な取組案はできているのでしょうか。市長にお尋ねしたいと思います。

○議長（森藤文男） 池戸郁夫議員の質問に答弁を求めます。

山川市長。

○市長（山川弘保） 本件につきましては、郡上市だけの問題ではなく、他の沿線市町にも関係することから、方向転換の理由等につきましては、全てをつまびらかに申し上げることは控えさせていただきたいということを、御了解お願いいたします。

昨年3月、郡上市内の一部区間、廃線にする方向につきまして、沿線市町の首長会で確認をいたしました。廃線検討区間は、美濃白鳥駅から北濃駅間、もしくは、郡上八幡駅から北濃駅間の2案となりました。

その際、私は郡上市だけが思いを主張することはできません。第三セクター設立の原点に立ち返って、その4つの市と1つの町で一緒にやっていくと言ったことを覚えております。

これは、廃線検討区間の市長として、もちろん郡上市の状況を踏まえて意見をしてまいりますが、通学の足として必要とされる長良川鉄道を維持していくためには、最適解は何かを、沿線市町と一緒にあって検討をしていくという考えがあったからでございます。

その後、何回か首長会が開かれ、廃線を行うまでの赤字補填をどうするのか、まずは効率化に向けて運行の見直しをしてはどうかなど、種々検討を行ってまいりました。昨年10月から時刻表を見直し、乗客の少ない時間帯を間引いたのも、この場での議論からであります。

今年1月7日の首長会では、新聞報道にもございましたように、鉄道利用者や沿線住民への配慮、一部区間廃線の影響の大きさなどから、最後の試みとして外部の専門家に鉄道経営を相談して、やれることはやってみた上で、最終結論を出してもいいのではないかとということで話がまとまりました。

この外部の専門家に相談をするということは、今まで行われたことが具体的にはありません。その後において、専門家として適任者はいるのか、専門家の下でこういった活性化策が出るのか、沿

線市町がこれから取り組まなければならない新たな施策は何かなどの話し合いが行われ、当面存続することとなった次第です。

しかし、この当面というのは、具体的にいつまでかということはまだ決まっています。活性化に向けた具体的な取組案については、長良川鉄道を基軸とした観光面での利用に取り組んでいくことをしています。

また、岐阜県知事の御発言にもございましたように、まちづくりといったことを長良川鉄道の活性化に合わせて進めてはどうかという話も出ています。

以上が当面存続となった経緯について、また取り組む内容でございます。

以上です。

(8 番議員挙手)

○議長（森藤文男） 池戸郁夫議員。

○8 番（池戸郁夫） ありがとうございます。当面、いろいろなことをやれることはやるというようなことでございました。

以前には市の職員が長良川鉄道に出向という形でいきまして、台湾鉄道との親睦、これからそれぞれが活性化に向けたようなことをやって誘客をしたりというようなこともございまして、非常に良かったことも聞いております。そういうようなことを含めながら、また小項目 2 のほうでは私なりの提案もさせていただきますので、それを含めながらまちづくりも考えていただけるとありがたいなと思います。

それでは、引き続きまして、小項目の 2 番、長良川鉄道と路線バスの接続についてお伺いをいたします。

長良川鉄道の間引き運用が昨年 10 月より行われておりますけれども、和良は路線バスにおいては、平日の朝は 1 番バスの後に 15 分くらいおきで 2 番バスがあります。祝・土日については 1 番バスがなくなり、2 番バスが 1 番バスとして始まり、これに乗車して郡上八幡に着くと、平日より遅いために、上り美濃太田には出た後で、間引きの後でございますので、その後の上りはちょっと何時間か待たなければならぬような状況も発生しております。

これで先に述べたように、遊びに利用する若者たちとか、そういう方たち、また観光客、それから買物客もなかなか関方面へ利用がしにくい状況になってきているような状況ではないでしょうか。

公共交通の会議の場などで、長良川鉄道とバスなどの改善を求めていくべきではないかと思っております。その点についてお伺いをいたします。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。河合市長公室長。

○市長公室長（河合保隆） それでは、はじめに議員からお話をありました地域公共交通会議の協議内容やその成果について初めに述べさせていただき、その後に御回答について触れさせていただきます。

たいと思います。

まず、郡上市地域公共交通会議でございますが、この会議には市民の利用者代表、交通事業者、学校関係者、観光、福祉、国、県関係機関など、市内の公共交通に関わる各種団体から御参画のほうをいただいております。

一般利用者の声であったり、小・中・高校への通学利用上の声であったり、また、福祉の面からは高齢者の声など多種多様な御意見を伺いながら、そして交通事業者も交えて議論を行い、よりよい公共交通の確立を目指しております。

取組の一例といたしまして、白鳥交通石徹白線において、従来は石徹白行きの最終ダイヤを高校生の下校時刻に合わせておりましたので、石徹白へ帰られる中学生は1時間ほど、美濃白鳥駅や白鳥庁舎で待機をすると、こういった必要があったわけでございますが、このような中、昨年10月に高校生の部活や生徒会活動の引退に伴いまして、下校時刻が早まったと、こういったことがあったので、従来のダイヤを繰り上げて、中学生も速やかに乗車可能なダイヤが見込めることになりました。

学校からの要請を受けまして、市が主体となりまして、交通事業者、学校関係者を交えて調整を行い、交通事業者合意の下に、公共交通会議での協議を経て、両校生徒の下校時刻に合わせたダイヤ改正を行ったと、このような実績もございます。

このような会議の役割を踏まえた上で、御指摘のありました八幡バス和良線の休日ダイヤについて述べさせていただきますと、この路線も先ほどの石徹白線と同様、民間交通事業者が運行主体の路線でございまして、市としてはダイヤ改正による各種影響を見極め、運行事業者に対し提案を行い、最終決定は運行事業者が行うこととなります。

現時点では確かに、休日ダイヤ八幡行き第1便は、郡上八幡駅において、上り方面行き列車とは接続をしていない状況でございます。

運行事業者といたしましては、平日ダイヤについては通学利用のために長良川鉄道との接続を重視し、休日ダイヤに関しては運転手の勤務時間、休息時間の確保のため、こういったダイヤになっている、このように思われます。

これを接続させるためには、例えば平日の時刻に合わせる形で13分繰り上げることが考えられます。しかし、この場合、反対方面の和良行きの第1便、この便が和良地域で折り返しをして八幡行きの休日の第1便となります。従いまして、この反対方面行きの第1便の出発時刻に影響が出てくるということでございます。郡上市民病院を5時55分発から5時42分発とする必要が出てきます。ここで運転手の休憩時間、休息時間、この辺りにどのような影響が出てくるか、こういったところが課題になると、このように考えております。

とは言いましても、議員御指摘のとおり、和良線については、休日の八幡駅第1便を長良川鉄道

の上り便と接続させ、バスと鉄道の両方の利用者数を増やしていくために、始発時間を繰り上げることも一つの改善策であろうと考えられます。

市としましては、ダイヤ改正が及ぼす影響について、交通事業者と協議を行いまして、合意が得られれば、交通会議において最終判断をしていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

(8番議員挙手)

○議長(森藤文男) 池戸郁夫議員。

○8番(池戸郁夫) ありがとうございます。今後改善されることをお願いしながら、また野球部なども遅くまで練習をしておって、家に帰るのも夜の8時半というようなことも聞いておって、それから食事をしたり勉強したりと大変だというようなこともお聞きしており、何らかのいい形ができるといいと思います。

今後の長良川鉄道とバスの連携について、ちょっとスイスの例を紹介したいと思います。画面を表示していただきたいと思います。

画面の上段の現状のイメージでは、鉄道とバスなどがおののの時間に目的地に向かいますが、そういうふうにながら、当市と同じように線路は線路、国道は国道で二重に走っております。下段の方は再生・編成後のイメージでは、駅の時間に合わせ、鉄道とバスが連携しながら運用していきます。

郡上市の場合ですと、駅においては、白鳥、徳永、郡上八幡、相生、福野などのみを運行駅として、駅を中心にそれぞれの全ての公共交通、地域交通、バス、タクシー、デマンド、福祉タクシーなど、鉄道と連携していったらどうでしょうか。

また、間引き運転があるため、美濃加茂市から郡上八幡まで、この間を快速運転など、期間を決めた運行を行います。また、既設バス路線についても必要路線がありますので、それを鑑みた総合的な交通網を考えていただけるように提案いたしまして、小項目2の質問を終わりたいと思います。

続きまして、小項目3でございます。

バスの運行の実態調査についてでございます。

各地域の取組として行うバス運行、自主運行バス、路線バス、デマンドバスの運行などでは、停留所まで行けない、または時間が合わないなどが現実には発生していると思われます。

誰も乗らない、乗ることができない、夜など、採算が合わない状況を作り出していることも考えられます。公共交通の空白地をなくすことも大事ですけれども、市民が何を求め、何に幸せを感じるのか、それを考え、どのように改善する必要があるかを求めるために、市内の各運行に伴う実態調査とその改善を常に行うことが必要と考えますが、その点をどのように考えてみえますか、お尋ねいたします。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。河合市長公室長。

○市長公室長（河合保隆） 令和８年度、先般の予算委員会でも御説明をしましたとおり、公共交通の大きな見直しのほうを行いました。

それは、今の利便性を維持、向上しつつ、かつ運行経費を抑えていけるかに重点を置いて検討した結果とこのように捉えております。しかも、この検討に当たっては乗客の皆様、また利用者の皆様、そしてそのほかの皆様にもいろいろな多方面で御意見を伺いながら進めてきたと、こういった経緯がございます。

高鷲地域においては、自主運行バス、２路線を１路線に統合し、完全予約制としたことで運行経費を削減し、一方でバス停を設置せず、御自宅の付近で乗降できる区域運行という方式を採用することで利便性の向上を図ろうとしています。

これにより自宅からバス停までが遠くて利用しづらいという問題は緩和されるのではあらうと思っておりますし、また電話での御予約という、一つお手間をおかけすることにはなりますが、予約がなければ運行しないということになりますので、空気を乗せて走っている状況も解消されるものと見込んでいます。

同様に、事業者路線である白鳥交通石徹白線についても、全便を予約型といたしまして、白鳥エリア、そして干田野エリアには区域運行を採用いたしました。高鷲地域と同様の効果をここでも期待しているところでございます。

以上でございます。

（８番議員挙手）

○議長（森藤文男） 池戸郁夫議員。

○８番（池戸郁夫） 来年度から運行経費等を考えて、体制を変更しながらも、また車両を変えながらも、運行していただけるということでございますけれども、電話で予約をされた場合については予約が分かるわけでございますので、それをデマンドで行くなりする場合は、できるだけＡＩを活用したり、どういう方向で回って目的地へ行くといいかというようなことを、時間調整を考えた、無駄のない運行をしていただいたり、常に調査をしていただくというような形を考えて、市民が要望するような形を少しでも近づけるようお願いをいたします。

それでは、大項目２番で、広報媒体等の整備事業について御質問させていただきます。

小項目については１つでございます。公式ＬＩＮＥの活用についてでございます。

公式ホームページの刷新と同時に、公式ＬＩＮＥの構築が来年度行われますが、迅速な情報伝達に向け、大変いいことだというふうに思っております。自らが必要な情報を見られるようになることは、現状の市民への情報提供、あと、自分が欲しい情報を得ることについては、大変いいことだというふうに思っております。将来的には、更新に大きな予算が必要な現在の広報無線に代わる伝

達方法になってくるのも望ましいと個人的には思います。

しかし、プッシュ型情報、いわゆる一方的な情報伝達を過信しすぎると、特に災害、地震や大規模火災などの突発的に発生した場合には、アナログ的な活動情報の伝達、団体での行動などによる自助、共助が必要になってくる場合が多くあると考えられます。

情報が行き届かなくなる場合などを想定しますと、今後に向けて地域内のコミュニティが必要で、自主防災組織が今まで以上に重要になってくると思いますが、今後の災害弱者や高齢者等に対する公式LINEなどの活用方法や情報提供をどのように考えてみえますか、お尋ねします。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） お答えいたします。

総務省の調査では、世帯におけるモバイル端末の保有率は97%となっておりまして、多くの方が情報取得にスマートフォンを活用し、生活様式が大きく変化してまいりました。

こうした背景を踏まえまして、今般の公式LINE導入は、日常的に利用されているLINEを活用して、行政情報や防災情報の発信力強化を図りたいとの目的があります。

御質問の災害弱者や高齢者への活用という点につきましては、悪天候時は聞こえづらいであったり、個別受信機、宅内のものは設置場所から離れていると聞こえないといった防災行政無線の課題を補完できますので、災害弱者という視点にかかわらず、スマートフォンを保有される皆さんにとって、普段から手元に置かれるスマートフォンで情報を得られるというメリットがある、かように考えております。

ただ、全ての市民がスマートフォンをお持ちではございませんので、新たな情報伝達手段を導入しても全ての方に情報を伝えることができない、でありますとか、また情報が入手できたとしても、災害時に一人では避難できない方が見えるという課題があると認識をしております。

加えまして、郡上市は広大なために、災害時行政による支援に時間を要するという課題もありますので、公式LINEの活用にも増して、御指摘の地域コミュニティによる共助の要となる自主防災組織が重要な役割を担います。

このために、市では災害時に自力避難が困難な高齢者、障がいをお持ちの方を地域で守っていただくために、要援護者台帳や要援護者マップを整備しまして、毎年更新を行い、自治会や消防団などに提供することで、災害時における避難行動に不安を抱える方に対する支援体制を整備しております。

また、自治会や地区会が組織する自主防災会に対しましては、避難誘導などに必要な防災資機材等の整備に対する財政支援や研修会を開催しまして、自主防災会のリーダー育成などを行っております。

LINE導入による情報伝達手段の改善はもとより、地域防災力の強化が市民一人ひとりの命を守ることに繋がりますので、こうした活動や支援を継続してまいりたいと、かように考えております。

以上です。

(8番議員挙手)

○議長(森藤文男) 池戸郁夫議員。

○8番(池戸郁夫) ありがとうございました。今言われたように、全ての方に情報を網羅するというのは難しいというようなことでございますし、取り残された人の確認が今後どういうふうになるか、確保をしたり、そういうような予防的なことが重要になってきます。

そういった想定をしながら、イメージをしながらの活用方法、災害弱者や高齢者に対する活用方法が必要ではないかというふうに思っておりますので、今後そちらの予防のほうにも力を入れていただくことをお願いいたしまして、私の少し早いですけれども、一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長(森藤文男) 以上で、池戸郁夫議員の質問を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。再開は14時30分を予定しておきます。

(午後 2時16分)

○議長(森藤文男) それでは休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午後 2時30分)

◇ 和田樹典 議員

○議長(森藤文男) 4番 和田樹典議員の質問を許可いたします。

4番 和田樹典議員。

○4番(和田樹典) 4番、和田です。よろしくお願いします。

私からは、郡上市の観光振興の展望について、小項目の観光振興に携わる法人の事業や運営に対する郡上市による協力体制についてと、大項目2番、八幡町伝統的建築物群保存地域について、これは小項目が一つで、伝統的建築物群保存地域における今後についての2つについて、お伺いをしていきたいと思います。

まず、観光振興に携わる法人の事業や、運営に対する郡上市による協力体制について、お伺いをいたします。

郡上八幡観光協会は、昭和27年に設立され、今年で74年目を迎えるそうです。この節目の年に一般社団法人化することになりました。これは、財務と組織体制の脆弱さが関係していて、令和5年

度の財務状況では、市からの補助金が自己財源全体の43.2%を占めていましたが、令和6年度の決算では、総額2,547万円に対し、市の補助金は1,020万円、約40%になっているそうです。

現在、市からの補助金は減少傾向にあるようです。それまでの観光協会は、会員からの会費と市の補助金が収入源であったそうです。

しかし、現在、会費だけではいろいろな事業を進めることが難しくなっており、市からの補助金で何とか各事業を進めることができているそうです。会費収入の面でも問題があるようで、会員の廃業や撤退が増加しており、それにより会費収入が減少し、市からの補助金も減るという二重の厳しさに直面し、実施したい事業が実行しにくい状況となっているそうです。

現在、郡上八幡観光協会の正職員は1名のみで、今まで正職員であった方をパートに切替え、現在は週2、3日の勤務となり、観光案内スタッフも週2、3日の勤務であるようで、今後、八幡の街中の観光を発展させるべき観光協会として、現在のままでは十分に機能を果たせないという懸念があります。

そこで、協会はこのたび、一般社団法人化することにしたそうです。

これは、法人化することにより市内の金融機関からの運転資金の借入れが可能になり、収益事業を拡大していくことが可能になっていくからです。これにより、大きな収益事業に取り組むことができ、自前の財源を確保し、人員の安定と事業内容の充実を図ることを目指しています。

これは、独自の収益と必要に応じた借入れを組み合わせ、効果的な事業を展開し、最終的に郡上八幡観光協会の会員に対して、フィードバックする仕組みを整備したいという考えに基づいています。

しかし、市との連携は重要であり、今後ともいい関係を保ちたいとも思っているようです。

会員のアプローチについては、基本的に過度に干渉はせず、それぞれの経営を行ってもらおうという方針です。

ただし、法人化したからといって即座に事業が拡大できるわけではありません。活動の幅は広がるものの、動くためには資金が必要で、その資金は会費の値上げではなく、金融機関からの運転資金の借入れなどで賄い、事業や人件費に充当する計画です。もちろん、借入れは返済が前提であり、収益に裏づけられた事業計画が不可欠と考えます。

このことについては、過日、協会は臨時総会を開催し、一般社団法人化を承認案件として審議したようです。

総会の資料には、任意団体としての課題と法人化の利点が記載されています。

任意団体では、県や国の補助金申請において不利な部分があり、市を経由せざるを得ない場合が多く、直接申請が難しいという課題がありましたが、法人格を取得することで、国・県からの補助金の取得や借入れなどで資金調達ができることにより、今までよりも可能性が広がります。

また、任意団体のままでは、法的トラブルの際に会長個人などに責任が及ぶ恐れがありましたが、法人格を持つことで法人が責任主体となり、組織として適切に対応ができます。借入れに関しても、個人負担ではなく、法人として責任を負う体制になります。

こうした課題とメリットを踏まえ、会員数の減少や市の補助金縮減という現状に対応し、より強い組織へと転換するために一般社団法人化を進めているようです。

現在、多くの観光協会では事業が形骸化し、新たな事業を進めることができていません。予算の制約や新規事業を行うにはコストがかかるため、毎年同じ事業を繰り返す傾向にあります。

今後、市は観光協会にどのように関わるべきか。私は、これまでの観光協会との関わり方を変える必要があると考えますが、協会が変化していくために市がどのようなサポートを行えるのか。協会は、市の補助金が減る可能性がある中でも、やりたい事業や組織強化のために、一般社団法人化と収益事業の強化に挑んでいます。

また、ほかの協会に対しては、組織を強化し各地域の観光振興を進めるにどう協力していけるのか。各観光協会とも連携して行ってほしいと思いますし、新規の収益事業を行える体制へと転換を促してほしいと思います。これは、各地域の観光協会にとって大きな力となります。こうした八幡の動きを他の観光協会へどのように波及させるかについて、市の助言・サポート・導きが必要だと考えます。

現状、郡上市の7つの観光協会の中で法人化しているのは高鷲観光協会です。観光連盟は一社化していますが、八幡は7協会の中で高鷲観光協会に続き、法人化を4月1日に行います。県内でも関市や下呂市など、一般社団法人化の事例があり、観光業界の社団法人化は今後増えていくと思われます。

そこで質問です。今申し上げた郡上八幡観光協会のような動きに対して、今後、行政指導的な支援を他の観光協会にも広げていけるのか、一般社団法人化の動きに対して、市としてどのような支援策を考えているのか、資金に余裕があり、市の補助金だけで運営ができている団体は現状維持でやれてしまう。しかし、現実には市の補助金だけでは運営が回らない、新しいことに挑戦できない団体もあるでしょう。例えば、現在ある観光協会を一つにまとめた上で、社団法人化するなど、将来に向けた取組があってもいいかと思います。そのために、市としてどう関わり、どう支援するのが最善か、今後どんな協力ができるのかをお聞きしたいです。

私は補助金の増減を言っているわけではありません。今後、補助金が減っても対応できるよう、自主的な活動を、持続できる体制を整えようとする動きを作っていければと思います。

このような動きは、市内各協会の自主的な動きを待つだけでは難しいと思われるため、市の関わりとして、今後、新たな組織を導く支援として、他の協会が法人化を検討している場合などあった際には、市としてどうか協力をしていただけたらと思います。

今から20年ほど前に、郡上市は7つの町村の合併により誕生しました。

商工会も、時期を同じくし、郡上市商工会として新たな活動を始めました。もうそろそろ観光協会と思いますが、なかなか難しい問題もあるかと思いますが、合併というものを考えていい頃なのかもしれません。

もし、そのようにシフトした場合は、市としてどういった協力ができるか考えなければならないと思いますが、これについてはどう思いますか。お答えください。

○議長（森藤文男） 和田樹典議員の質問に答弁を求めます。

粥川商工観光部長。

○商工観光部長（粥川 徹） 和田議員からの、観光振興に携わる法人の事業や、運営に対する市の協力体制についての御質問に答弁させていただきます。

初めに、現在の状況となります。郡上市合併以前において、観光振興に取り組む観光協会は各町村にあり、機能しておりました。

しかしながら、合併後20年を経過する中にあっては、経済状況や社会情勢、観光のトレンドも変化しており、地域の観光協会においては、その活動が機能している協会、取組が停滞しているのではないかとされる協会があると捉えております。

今般、郡上八幡観光協会が一般社団法人化されることとなりましたが、これは法人格の取得が目的ではなく、その先の将来の観光振興の活動を考え、自らの力で取り組んでいくためという明確なビジョンを持たれており、高く評価するものと考えております。

しかしながら、法人格を取得すれば、一様に観光振興が進むものではないため、全ての地域観光協会が法人格を有する必要はなく、それぞれの地域の特性に合った形態をとっていただくことが望ましいと考えます。

述べましたとおり、市合併から20年が経過し、現在、郡上市の観光地域づくりの舵取役として、産業関係、金融など多様な関係者の皆さんとの合意形成を図りながら、観光振興の戦略の策定、実行になるため、観光地域づくり法人DMOとして郡上市観光連盟が事務局となり、活動を行っております。

そういった中で、人口減少、少子高齢化による担い手不足、観光振興に係る財源の不足など、様々な課題も出てきております。仮に新規事業を実施するにも、これに係る人員体制の整備が必要であり、こちらについても人員が不足しているのではないかと考えられます。加えて、財源等についても、新たな借入れにはリスクが伴うものと考えます。

このため、これまでのように7地域の観光協会がそれぞれに活動するのではなく、ある程度、人、金を集め、効率的な運用を図っていくことも必要になってくるのではないかと考えます。

また、郡上市は合併し、一つになったのですから、市内を総合的に俯瞰した上で、観光政策を推

進していかなければならない地域と、他の分野で取組を進めていく地域という選別も必要になってくるのではないかと考えます。

こうした中にあっては、郡上市観光連盟には、郡上市全体の観光地域づくりをマネジメントしていく新たなDMOの形を目指していただき、市内全域の観光協会と有機的なつながりを持っていたきたいと考えております。

なお、これは連盟が上であるとか、協会が下であるというものではなく、あくまでも対等な形のつながりとしてです。観光振興の機能を維持していくことが困難な地域観光協会については、DMOの体制上の課題等が整理されれば、その任を負っていただくことも考えられるのではないのでしょうか。

ただし、地域観光協会が合併すれば、全ての地域が護送船団方式で観光に対する支援が受けられるというものではありません。観光分野は弱くても、商工分野での強みを持っているといった地域においては、行政として得意分野を伸ばしていく政策をとっていくほうが自然なのではないかとも考えます。

住民自治基本条例に従い、観光分野でも、まず市民が主役である自分たちの地域の観光をどのように背負い、発展させていくのかを決め、目標に向かって進んでいただきたいと考えます。

行政はあくまでも、そういった自走する地域の市民を応援する立場であると考えます。こうした自主的な活動に対して、国や県の補助事業といった情報の提供や、申請に対する支援など、行政としてできることを考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

以上です。

(4番議員挙手)

○議長（森藤文男） 和田樹典議員。

○4番（和田樹典） ありがとうございます。商工観光、特に観光に関しては、今後は郡上市の命綱になっていくかと思います。市としても、いい意味で携わっていただきますよう、よろしくお願いいたします。

次に、伝統的建築物群保存地域における今後についてを伺ってきたいと思います。

郡上八幡の町なかには、かつてはお土産屋さんも多くありましたが、今は少なくなってきました。現在、伝統的建築物群である職人町、鍛冶屋町、柳町の地域も整備され、古い町並みといった観光資源ができました。

特に柳町には、御城に上がるところに安養寺さんがあり、職人町、鍛冶屋町の町並みには、正面には長教寺さんがあり、この町の中ほどには連生寺さんがあり、川を渡れば大乘寺さんがあり、また反対側に曲がれば浄因寺さんがあるという、大変ありがたいエリアでもあります。

このエリアには約200軒余りの建物があります。この町並みにも、昔はいろいろな商店がありま

した。人々が生活する中で、商店の存在は大変重要であると考えます。現在、このエリアでは数軒の商店が存在していますが、昔のようにぎわいはありません。

私は、このエリアにはいろんなお店があってもいいのではないかと考えます。なぜこのような話をするかと言いますと、この職人町には、その名のとおり、昔は左官業を営む方々が多く住んでいましたし、私の子どもの頃には、駄菓子屋さんや八百屋さんもありました。

鍛冶屋町には、昔々はその名のとおり、主にお城の武士たちの刀などを作りながら、農作業などに使う道具を作ることを生業とした人たちが暮らしていました。これがこの町の町名のいわれです。

そして、そこに商店街があれば、観光客も含めて人の流れができると思います。

そして、その流れは本町のほうにも流れていきます。この昔ながらの長屋の風景にも、それらしい商店街ができてもいいのではないかと思います。どんな種類の商店を始めてもいいというわけではないと思いますし、今ある古き良き雰囲気この町並のしつらえを壊すことなく作る必要がありますが、市が整備したこの伝建地区において、商売を行うことが許されるのか。もし許されるのなら、店のしつらえはどの程度まで構っていいのか。また、その際の看板などはどうすればいいのか。何か基本的なルールがあるのかないのかを教えていただきたい。

併せて、この伝建地区内は、まだまだ住んでいる方が多く、空き家が少ない状況です。郡上八幡の伝建地区は、人が住んでいることが高く評価されていると聞きます。

そういった特徴を生かすためには、奥に長い町屋の特性を生かして、例えば、奥に所有者が住みながら、路面に面したスペースを表の俗にいう店の部分を店舗として活用したり、起業したい若者やUターン、Iターン希望者に貸し出して移住促進につなげたりすることは考えられないでしょうか。また、増えてきた空き家についても住みながら商売をすることが進められないでしょうか。

周囲修景事業が積み重ねられ、町並みが整ってきた今だからこそ、積極的な活用を進めるチャンスかと思います。空きスペースあるいは空き家の積極的な商店への活用について、市の支援策があれば教えていただきたいというところで答弁を求めます。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

長尾教育次長。

○教育次長（長尾 実） それではお答えします。

郡上八幡北町伝統的建造物群保存地区は、平成24年12月28日に重要伝統的建造物群保存地区として国から選定されました。重要伝統的建造物群保存地区には、城下町、武家町、商家町、宿場町等の一般に古い町並みとイメージされるもののほかにも、農村集落、山村集落、漁村などがありますが、それらの中で郡上八幡北町は城下町の種別で選定されました。

選定に当たりましては、山と川に囲まれた自然地形を生かした城下町の一部で統一された町屋様式が密度高く立ち並び、水路などの水利施設が一体となっている点が高く評価されました。

有識者からは、町を歩いているだけで住民の生活がよく感じられる生きた町で、全国的に見てもここまで暮らしが感じられるところは貴重であると評価されております。重要伝統的建造物群保存地区という文化財の観点から、保存地区内での商業活動を規制する法令はございません。

実際に宿泊業や小売業を営む方がいらっしゃいますし、事業所として活用されている建物もございます。伝建地区の中での建物の外観を変更する場合は、文化財の現状を変える行為に該当するため、文化財保護法に基づき事前の許可が必要となります。

伝統的建造物群保存地区の保存計画に則り、歴史的風知を損なわないよう、周辺の建物や町並みに合わせた形や色にすること、または過去の痕跡を調査して建てられた当時の外観に修理をすることを基本としております。

看板につきましては、歴史的風景を損なわないという考えを第一に、看板自体が町並みを壊す要素とならないことが許可の条件になるかと思われます。

また、岐阜県屋外広告物条例では大きさなどの規定があります。伝建地区の中には保存すべき伝統的建造物や修景した建物などがありますが、これらは全く同じ外観でないため、個別に相談が寄せられた場合は、その都度ふさわしい形となりますよう協議を重ねていくことになります。

続きまして、空きスペースあるいは空き家の積極的な商売への活用について、市の支援策があるかというようところでございますが、現在、伝建地区内における文化財としての補助制度には、郡上市伝統的建造物群保存地区保存事業補助金交付要項に基づく補助金がございます。

これは、郡上市、郡上八幡北町伝統的建造物群保存地区保存計画に基づき行われる修理でありますとか、修景に関する経費を補助するものでございます。

具体的には、外観を整えることを目的とした現状維持、または復元修理を行うために要する経費を補助する修理事業と、新築、増築、改築、移転、または修繕、模様替え、色彩の変更などを通りから傍観できる外観を修景する事業の二つがございます。

一方、商工観光部商工課におきましては、伝建地区に限らず市内を対象とした郡上市空き店舗等活用事業補助金がございます。

こちらについては、未利用となっている空き店舗や空き家の商業活動を促進するため、対象経費の2分の1以内、上限50万円を補助するものでございます。本補助金等対象となる空き店舗とは、過去に事業を営んでいたが1年以上使われていない施設を指し、また空き家とは現在居住されていない建物を指すなど、市において定義を定めております。

補助対象となります事業内容につきましては、内装工事、外装工事、給配水設備、空調設備、電気照明工事などで、店舗として必要な改修費を対象といたします。

この制度におきましては、市内のみならず、市外からの起業希望者や移住者の方にも活用していただけるものであり、御提案のような伝統的建造物群保存地区における町屋を一部店舗として、ま

た居住兼店舗として活用するケースにも利用いただけます。

さらに、来年度予算につきましては、多くの方々に活用していただけますよう、市議会の政策提言をもとに、本補助金の予算を増額計上しているところでございます。

議員御指摘の空き家、空き店舗を活用し、起業を目指す若者やU I ターン希望者の方々に活用していただくことで、移住促進にもつなげるという視点につきましては、本地区の魅力を最大限に引き出し、活性化を図る上で極めて有効であると認識しております。今後も取組を進めてまいりたいと考えております。

また、本市と交流のあります丹波篠山市の城下町につきましては、篠山伝統的建造物群保存地区として、国の伝統的建造物群保存地区に選定されております。商家が並ぶ一角では、奥に長い短冊型の建物を生かし、道路面では商業を営み、奥側を宿泊施設とするなど、一つの建物に複数の機能を持たせております。

議員御指摘の奥を居住スペースとし、道路に面した部分で商売を営むなどの活用についても、今後研究を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(4 番議員挙手)

○議長（森藤文男） 和田樹典議員。

○4 番（和田樹典） ありがとうございます。雰囲気の良い町並みだけでなく、昔のように普段の賑わいのある町並みが戻ることを願います。

そして、ごめんなさい、これは通告にはなかったのですが、このたび、河合室長をはじめ、今回退職される皆さんの中には、私と同年代になります。議員にならせていただいて以降、いろいろと御教授をいただき、また御迷惑をおかけしましたことを、この場を借りてお詫びいたします。ありがとうございました。すみませんでした。

皆さんは、合併前、合併後という郡上市の一番大変な時期を見てきた年代で、一番大変な年代だったと思われます。長い間お疲れさまでした。そして、ありがとうございました。どうもありがとうございました。これで私の一般質問を終わります。

○議長（森藤文男） 以上で、和田樹典議員の質問を終了いたします。

◎散会の宣告

○議長（森藤文男） 本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。どうもお疲れさまでございました。

(午後 2 時 5 8 分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 森 藤 文 男

郡上市議会議員 みずの ま り

郡上市議会議員 蓑 島 正 人